岩手県告示第696号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第1項の規定により、次のとおり第五種共同漁業権の遊漁規則を認可した。 平成25年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 漁業権者の名	名称	活古志海	同组合		√⊓ 1 <i>)</i>	1007 X	7E 1/1 E		
		種市南漁業協							
称及び住所	住 所	几户郡拝野町	種市第7地割34番地	.1					
2 漁業権の免許	内共第1号								
番号		<u> </u>	Г	<u> </u>					
3 遊漁について		名称	遊漁の方法	区域		期間			
の制限の範囲	等の制限	やまめ	餌釣り 擬餌釣り	有家川本支流の免 許区域	3月1日だ	から9月30日	目まで		
		さくらます	"	"	3月1日だ	いら6月30日	目まで		
		いわな	11	"	3月1日だ	いら9月30日	まで		
		組合は、水	産動物の繁殖保護ス	スは漁業調整上必要	と認める場	合は、各欄	に定める範		
		囲を制限する	ことがある。						
	(2) 区域の制限		区域			禁止期間			
		基点第1号と	基点第1号の2を	結ぶ線から上流300					
		メートルまで	の間の区域						
		基点第1号	九戸郡洋野町有家	京第8地割72番地有					
			家漁港コンクリート	導流堤の標識	1月1日だ	いら12月31日	目まで		
		基点第1号	の2 九戸郡洋野町	丁中野第2地割59番					
			地箱石の標識						
	(3) 全長の制限		名 称		ಶ	<u></u> 禁止に係るす	長		
		やまめ(ひか	りを含む。)		13センチ>	メートル以「	F		
		いわな				JJ.			
4 遊漁料の額及	区分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日券	年 券	納付場所		
びその納付の方	一般遊漁料				円	円	組合事務所		
法		全魚種	やまめ さくらま	餌釣り 擬餌釣り	500	4,000	及び指定販		
			すいわな				売所		
		ア 幼児及び	L 小学校児童は、無料	·とする。	ı				
		イ 中学校生	徒、身体不自由者及	び75歳以上の者は、	半額とする	5 .			
		ウ 上記の納	付場所以外で遊漁料	斗を納付する場合は、	、幼児、小	学校児童、	中学校生徒		
		、身体不自	由者及び75歳以上の	者を除き、300円を	加算した額	とする。			
5 遊漁承認証に	(1) 組合は、遊流	<u>-</u> 魚料の納付を受	 :けたときは、遊漁拜	 認証を交付する。					
関する事項	(2) 遊漁承認証/	は、他人に貸与	・し、又は譲渡しては	はならない。					
6 遊漁に際し守	(1) 遊漁者は、遠	佐漁承認証を携	注漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。						
るべき事項	(2) 遊漁者は、流	魚場監視員の指	場監視員の指示に従うこと。						
	(3) 遊漁者は、村	相互に適当な距	離を保ち、漁業者及	び他の遊漁者の迷惑	悠となる行為	為をしない。	こと。		
7 漁場監視員に	(1) 漁場監視員	ナ 遊漁規則の	満点に関して以画も		ふ る				
· 1/1/1/2/2/1-	(1) 偲笏監悦貝(み、 地口ボルルスリッ ク	遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。						
関する事項			 証及び腕章を所持す		<i>9</i> %				

8 違反者に対す	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は
る措置に関する	以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払戻しは、しない。
事項	
9 遊漁規則の施 行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名	名 称	久慈川漁業協	局組合							
称及び住所	住 所	久慈市田高一	久慈市田高一丁目10番地							
2 漁業権の免許 番号	内共第2号									
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の	の方法	区域	期間				
の制限の範囲	等の制限	+ 14	+ % 10	18 28 64 10	久慈川本支流の免	7月1日以降で組合が定めて				
		あゆ	友釣り	どぶ釣り	許区域	表する日から11月30日まで				
		やまめ	餌釣り	擬餌釣り	"	3月1日から9月30日まで				
		さくらます	,	IJ	"	3月1日から6月30日まで				
		いわな	,	IJ	"	3月1日から9月30日まで				
		うなぎ	餌釣り		"	3月1日から11月30日まで				
		うぐい	餌釣り	擬餌釣り	"	3月1日から12月31日まで				
		こい	餌釣り		"	11				
		ふな	J	IJ	"	11				
		かじか	,	IJ	"	6月1日から9月30日まで				
					大川目町根井口か					
						ら小久慈町滝ダム				
			わかさぎ	餌釣り	擬餌釣り	えん堤の上流200	3月1日から9月30日まで			
					メートルの地点ま					
					での区域					
		組合は、水囲を制限する		と認める場合は、各欄に定める						
	(2) 区域の制限	区域				禁止期間				
		小久慈町滝ダムえん堤から上流200メートルの地点 までの長内川の区域			1月1日から12月31日まで					
		小久慈町滝タまでの長内川		II						
		山根町下戸鎖橋から下流の遠川隧道口北側までの長 内川の区域			1月1日から12月31日まで (組合が定めて公表する日を く。)					
		湊町久慈湊橋 久慈川河口ま		及び夏井川	流出口から下流の	9月1日から翌年2月末日まで				
	(3) 漁具・漁法 の制限	まき餌(よ	世餌容器0	の使用を含	む。)及び潜水によ	る採捕は、禁止する。				

次子の納付の方法 おゆ 友釣り どぶ釣り 円 円 組合事務 大きめ さくらま 1,500 9,000 及び指定 でまめ さくらま 1,500 9,000 及び指定 でまめ さくらま でいわな うぐ 一 日 日 日 日 日 日 日 日 日		(4)	全長の制限	3	名 称		3	禁止に係る	全長	
いわな 13センチメートル以下 5なぎ 30センチメートル以下 10センチメートル以下 20センチメートル以下 20センチメートル以下 20センチメートル以下 20センチメートル以下 20センチメートル以下 20センチメートル以下 3なな 10センチメートル以下 3なな 10センチメートル以下 4 遊漁料の朝及 区 分 遊漁券区分 名 称 漁長・漁法 日 寿 年 寿 納付場形 20ゼンカルが立めからどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表 大容料をを納付しなければならない。				やまめ		13センチメートル以下				
うなぎ 30センチメートル以下 10センチメートル以下 10センチタ的) 10センチの前の 10センチの前の 10センチの前の 10センチック 10センチャンカーで				さくらます		20センチメートル以下				
うぐい 10センチメートル以下 20センチメートル以下 20センチメートル以下 20センチメートル以下 20センチメートル以下 3ck 10センチメートル以下 3ck 10センチメートル以下 4 遊漁料の額及 区 分 遊漁券区分 名 称 漁具・漁法 日 寿 年 寿 納付場所 3ch 2ch 2ch 3ch 2ch 3ch 3c				いわな		13センチメートル以下				
こい 20センチメートル以下 5-かな 10センチメートル以下 5-かな 10センチメートル以下 10センテメートル以下 10センテメートル以下 10センテメートル以下 10センテメートル以下 10センテメートル以下 10センテメートル以下 10センテメートル以下 10センテメートル以下 10センティールが表				うなぎ		30センチ	・メートルリ	以下		
あな 10センチメートル以下 10センチメートル以下 10センチメートル以下 10センチメートル以下 10センチメートル以下 10センチメートル以下 10センチメートル以下 10センチメートル以下 10センの特徴的場及はやまめ者しく いわなのかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表 20世界を納付しなければならない。 20世界を納付しなければならない。 20世界を 20世界				うぐい		10センチ	・メートルリ	以下		
(5) その他 組合が豪密技能して開設するやまめ若しくはいおなの特致動場又はやまめ者しくいわなのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表 た料金を納付しなければならない。 4 遊漁料の額及 区 分 遊漁券区分 名 称 漁具・漁法 日 券 年 券 納付場別 でまめ さくらま す いわな うぐ 卸動り 擬館釣り い わかさぎ うなぎ こい ふ な かじか ア 幼児、小学校児童及び中学校生徒は、無料とする。 イ 身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。 (2) 県内共通遊 遊漁券区分 名 称 漁具・漁法 個 人 団 体 納付場別 漁料 (2) 県内共通遊 遊漁券区分 名 称 漁具・漁法 個 人 団 体 納付場別 企業的 さくらま す いわな うぐ 加釣り 上部の約 上部のり でまめ さくらま す いわな うぐ 加釣り 上部の約 上部のり 上部の計算した額とする。 な かじか な かじ が カウ が カ				こい		20センチ	ニメートルリ	以下		
いわなのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表 た料金を納付しなければならない。 4 遊漁料の額及 びその納付の方 法 「(1) 一般遊漁料 を全無額 「(1) 一般遊漁料 を会施することの表 なかじか できぬさくらますいかなかででは一般では一方では、一方ののでは、一方ののでは、一方ので				ふな		10センチ	・メートルリ	以下		
た料金を納付しなければならない。		(5)	その他	組合が濃密	放流して開設するや	きめ若し	_くはいわ;	なの特設釣	場又はやま	め若しくは
4 遊漁料の額及 区 分 遊漁券区分 名 称 漁良・漁法 日 寿 年 寿 納付場所法 1、500 9,000 及び指定 1、500 9,000 及び指定 1、500 9,000 2 を 前的り 振餌釣り 振餌釣り 振餌釣り 1、500 9,000 2 を 前のり 2 を 前のもの 2 を 前のものの 2 を 前のもののの 2 を 前のもののの 2 を 前のもののの 2 を 前のものののの 2 を 前のものののののののののののののののののののののののののののののののののの				いわなのつか	みどり漁場において	「遊漁をし	しようとす	る者は、組	合が別に定	どめて公表し
びその納付の方法 (1) 一般遊漁料 あゆ				た料金を納付	しなければならない	0				
全魚種	4 遊漁料の額及		区分	遊漁券区分	名 称	漁具	・漁法	日券	年 券	納付場所
全魚種 す いわな うぐ 餌釣り 凝餌釣り	びその納付の方	(1)	一般遊漁料		あゆ	友釣り	どぶ釣り	円	円	組合事務所
全魚種 い わかさぎ 1,000 6,000 2 か い わかさぎ 1,000 6,000 2 か い わかさぎ 1,000 6,000 3 か い わかさぎ 5 なぎ こい ふ	法				やまめ さくらま			1, 500	9,000	及び指定販
い わかさぎ うなぎ こい ふ な かじか やまめ さくらま ナ いわな うぐ 雑魚 い わかさぎ うなぎ こい ふ な かじか ア 幼児、小学校児童及び中学校生徒は、無料とする。 イ 身体不自由者及び75歳以上の者は、3分の2に相当する額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。 (2) 県内共通遊 遊漁券区分 名 称 漁具・漁法 個 人 団 体 納付場所漁科 漁科 あゆ 友釣り どぶ釣り 円 岩手県内、やまめ さくらま ナ いわな うぐ い わかさぎ うなぎ こい ふ な かじか やまめ さくらま ナ いわな うぐ い わかさぎ す いわな うぐ い わかさぎ す いわな うぐ い わかさぎ カ いわか うぐ い わかさぎ カ いわか うぐ い わかさぎ					す いわな うぐ	餌釣り	擬餌釣り			売所
な かじか やまめ さくらま す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り				主思性	い わかさぎ					
な かじか やまめ さくらま す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り					うなぎ こい ふ	餌鉛り				
#無 いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り 					な かじか	14年11月				
#無 い わかさぎ うなぎ こい ふ					やまめ さくらま			1, 000	6,000	
うなぎ こい ふ な かじか 一次 かしか 一次 かしか 一次 がした					す いわな うぐ	餌釣り	擬餌釣り			
な かじか				雑魚	い わかさぎ					
な かじか ア 幼児、小学校児童及び中学校生徒は、無料とする。 イ 身体不自由者及び75歳以上の者は、3分の2に相当する額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生 、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。 (2) 県内共通遊 遊漁券区分 名 称 漁具・漁法 個 人 団 体 納付場所 漁料 あゆ 友釣り どぶ釣り 円 岩手県内 やまめ さくらま 22,400 20,100 面漁業協 す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り ね合連合・事務所 ・ な かじか やまめ さくらま す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り ねんのし は,000 ・ な かじか な かじか な かじか な かじか 海銀のり 上での は かり かい な かじか な かじか かい かい さぎ は かい かい な がしか かい かい な がしか かい かい な がしか かい かい かい かい かい な がしが かい かい な がしが かい かい かい かい な がしが かい かい な がしが かい かい な がしが かい					うなぎ こい ふ	餌約り				
イ 身体不自由者及び75歳以上の者は、3分の2に相当する額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。 (2) 県内共通遊 遊漁券区分 名 称 漁具・漁法 個 人 団 体 納付場所漁料 あゆ 友釣り どぶ釣り 円 円 岩手県内 やまめ さくらま 22,400 20,100 面漁業協 組合連合・い わかさぎ うなぎ こい ふ な かじか やまめ さくらま す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り やまめ さくらま す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り ねん かじか やまめ さくらま す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り					な かじか	1247				
ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。 (2) 県内共通遊 遊漁券区分 名 称 漁具・漁法 個 人 団 体 納付場所漁料 あゆ 友釣り どぶ釣り 円 円 岩手県内・空まめ さくらますいわなうぐ 餌釣り 擬餌釣り いわかさぎうなぎ こい ふなかじか やまめ さくらますいかなかけか やまめ さくらますいかなかけか やまめ さくらますいかながらいたがあり でまめ さくらまますいわなうぐ 餌釣り 擬餌釣り 様餌釣り 様餌釣り 様餌釣り 様餌釣り 様餌釣り 様餌釣り 様間釣り 様間釣り 様間釣り 様間釣り 大きの さくらままたいた かりかとぎ りがた				ア幼児、小	学校児童及び中学校	生徒は、	無料とする	00		
(2) 県内共通遊 遊漁券区分 名 称 漁具・漁法 個 人 団 体 納付場所 漁料 あゆ 友釣り どぶ釣り 円 円 岩手県内 でまめ さくらま 22,400 20,100 面漁業協 す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り な かじか でまめ さくらま す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り やまめ さくらま す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り な かじか やまめ さくらま す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り ねら連合・事務所										
(2) 県内共通遊 遊漁券区分 名称 漁具・漁法 個人 団体 納付場所 漁料 あゆ 友釣り どぶ釣り 円 円 岩手県内 やまめ さくらますいわなうぐいわかさぎっなぎこいかなかじか 町釣り 擬餌釣り やまめ さくらますいわなうぐ町釣り 擬餌釣りなかけいわかさぎ 15,700 14,000 雑魚 いわかさぎ				ウ 上記の納	付場所以外で遊漁料	中を納付す	よる場合は、	、幼児、小	学校児童、	中学校生徒
漁料				、身体不自	由者及び75歳以上の 「	者を除き	、500円を	加算した額	とする。	T
全魚種 やまめ さくらま す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り な かじか 22,400 20,100 面漁業協 組合連合事務所 す いわなぎ うなぎ こい ふ な かじか 自動り なくらま す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り				遊漁券区分	名 称	漁具		個人		納付場所
全魚種 す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り 組合連合事務所 うなぎ こい ふ な かじか 餌釣り やまめ さくらま す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り 15,700 14,000 雑魚 い わかさぎ		漁料	ł		あゆ	友釣り	どぶ釣り			
全魚種 い わかさぎ うなぎ こい ふ な かじか 餌釣り やまめ さくらま す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り 15,700 14,000 雑魚 い わかさぎ					やまめ さくらま			22, 400	20, 100	面漁業協同
うなぎ こい ふ な かじか やまめ さくらま す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り 雑魚				全魚種		餌釣り	擬餌釣り			組合連合会
な かじか										事務所
やまめ さくらま す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り 雑魚						餌釣り				
す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り 雑魚 い わかさぎ										
雑魚いわかさぎ						ATT 61 11	Hez Arm Ar 11	15, 700	14, 000	
				11.44 Ez.		餌釣り	凝餌釣り			
				維思						
						餌釣り				
な かじか ありまた	F	4±.1	→ 士							

関する事項						
6 遊漁に際し守	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。					
るべき事項	(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。					
	(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。					
	(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。					
7 漁場監視員に	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。					
関する事項						
8 違反者に対す	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。					
る措置に関する						
事項						
9 遊漁規則の施	平成25年9月1日					
行日	十八人との十 3 万 1 日					

1 漁業権者の名	名 称	下安家漁業協	—————————————————————————————————————							
称及び住所	住 所	九戸郡野田村	九戸郡野田村大字玉川第2地割14番地							
2 漁業権の免許番号	内共第3号	1								
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁	魚の方法	区域	期間				
の制限の範囲	等の制限				野田村と岩泉町と					
		J- , 1	+ 10	どぶ釣り	の町村境から下流					
		あゆ	友釣り	どふ釣り	の安家川本支流の	8月1日から10月31日まで				
					免許区域					
		やまめ	餌釣り	擬餌釣り	"	3月1日から9月30日まで				
		さくらます		"	"	3月1日から6月30日まで				
		いわな		11	"	3月1日から9月30日まで				
		うなぎ	餌釣り		"	3月1日から12月31日まで				
		うぐい	餌釣り	擬餌釣り	II.	IJ				
		かじか		"	"	6月1日から9月30日まで				
		もくずがに	餌釣り		II.	3月1日から12月31日まで				
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範								
		囲を制限することがある。								
	(2) 区域の制限			区 域	禁止期間					
		下安家大橋橋	謝下流站	1月1日から12月31日まで						
		淀川(旧国道	植上流の	中州北側の	支流)	IJ				
		旧国道橋から	上流1,80	00メートル	までの区域	1月1日から4月30日まで				
		旧国道橋から	上流500	メートルま	9月17日から同月26日まで					
	(3) 漁具·漁港	まき餌(餌	まき餌(餌容器の使用を含む。)による採捕は、禁止する。							
	の制限				T					
	(4) 全長の制限		名 称		禁止に係る全長					

İ	i							
		いわな			IJ			
		うなぎ		30センチメートル	以下			
		うぐい		13センチメートル以下				
	(5) その他	組合が濃密	放流して開設するお	l bゆ、やまめ、いわな若しくはにじますの特設釣場又				
		はあゆ、やま	め、いわな若しくに	はにじますのつかみ	どり漁場に	おいて遊漁	魚をしようと	
		する者は、組	合が別に定めて公表	した料金を納付した	cければなら	っない。		
4 遊漁料の額及	区分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所	
びその納付の方	(1) 一般遊漁料		あゆ	友釣り どぶ釣り	円	円	組合事務所	
法			やまめ さくらま		1, 200	8, 500	及び指定販	
			す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			売所	
		全魚種	いかじか					
			うなぎ もくずが		-			
			に	餌釣り				
			やまめ さくらま		900	6,000		
			す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り				
		雑魚	いかじか					
			うなぎ もくずが		-			
			に	餌釣り				
		ア 幼児及び	L 小学校児童は、無料	L ·とする。				
		イ 中学校生	徒、身体不自由者及	び75歳以上の者は、	半額とする	5.		
		ウ 上記の納	付場所以外で遊漁#	Aを納付する場合は	、幼児、小	学校児童、	中学校生徒	
		、身体不自	由者及び75歳以上の	者を除き、日券の額	質と同額を力	『算した額』	とする。	
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	個人	団 体	納付場所	
	漁料		あゆ	友釣り どぶ釣り	円	円	岩手県内水	
			やまめ さくらま		22, 400	20, 100	面漁業協同	
			す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			組合連合会	
		全魚種	いかじか				事務所	
			うなぎ もくずが		1			
			に	餌釣り				
			やまめ さくらま		15, 700	14, 000		
			す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り				
		雑魚	い かじか					
			うなぎ もくずが		-			
			12 S () 11	餌釣り				
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同総	L A合の遊漁規則		<u> </u>	1		<u> </u>	
関する事項			·					
6 遊漁に際し守	(1) 遊漁者は、遊		 帯し、漁場監視員カ	 ^ら要求されたとき <i>l</i>	 は、これをキ	是示するこ	と。	
るべき事項			示に従うこと。		*/		-	
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	び他の遊漁者の迷れ	感となる行為	為をしない	こと。	
			間間においては、川原			- -	·	
1	/ ~				_ ,			

	下安家旧国道橋から上流500メートル(通称上坂)までの区域であって、9月17日から10月31日までの
	期間
7 漁場監視員に	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
関する事項	
8 違反者に対す	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
る措置に関する	
事項	
9 遊漁規則の施	平代25年0月1日
行日	平成25年9月1日

1] 🗆								
1 漁業権者の名	名 称	安家川漁業協	同組合					
称及び住所	住 所	下閉伊郡岩泉	下閉伊郡岩泉町安家字松林97番地					
2 漁業権の免許 番号	内共第3号							
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	期間				
の制限の範囲	等の制限			野田村と岩泉町と				
		あゆ	友釣り どぶ釣り	の町村境から上流	8月1日から10月31日まで			
		0) VY		の安家川本支流の	од I п <i>и</i> -оподзіна С			
				免許区域				
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	11	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	11	11	3月1日から6月30日まで			
		いわな	n	11	3月1日から9月30日まで			
		うぐい	11	11	3月1日から12月31日まで			
		組合は、水	産動物の繁殖保護プ	スは漁業調整上必要	と認める場合は、各欄に定める範			
		囲を制限する	ことがある。					
	(2) 区域の制限		区域		禁止期間			
		茂井長とろ淵	の上流100メートル	の地点から同淵の	 1月1日から12月31日まで			
		下流200メート	トルの地点までの区域	或	17) 1 47 912/1014 & (
		年々川全域			II			
		川口沼淵の全	300メートルの区域		11			
		松ヶ沢保呂草	「滝の上流200メート	ルの地点から同滝	II			
		の下流200メー	ートルの地点までの	区域	"			
			:域及び同川との合流	たらから下海の中の	1月1日から12月31日まで			
		橋までの安家			(組合が定めて公表する日を除			
		個よくの女外	川本流• 7 区域		⟨∘)			
	(3) 漁具・漁法	まき餌(餌	容器の使用を含む。)による採捕は、禁	生止する。			
	の制限							
	(4) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長			
		やまめ(ひか	りを含む。)	13センチメートルじ	以下			
		いわな			IJ			

		うぐい			"		
	(5) その他	組合が濃密	放流して開設するあ) ゆ、やまめ、いわ	な若しくは	にじますの)特設釣場又
		はあゆ、やま	め、いわな若しくは	はにじますのつかみ	どり漁場に	おいて遊漁	魚をしようと
		する者は、組	合が別に定めて公表	した料金を納付しな	にければなら	らない。	
4 遊漁料の額及	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日券	年 券	納付場所
びその納付の方	(1) 一般遊漁料		あゆ	友釣り どぶ釣り	円	円	組合事務所
法		人女任	やまめ さくらま		1, 500	12, 200	及び指定販
		全魚種	す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			売所
			V				
			やまめ さくらま		1, 300	8,600	
		雑魚	す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			
			V				
		ア 幼児及び	小学校児童は、無料	とする。			
		イ 中学校生	徒、身体不自由者及	び75歳以上の者は、	半額とする	5.	
		ウ 上記の納	付場所以外で遊漁料	4を納付する場合は、	、幼児、小	学校児童、	中学校生徒
		、身体不自	由者及び75歳以上の	者を除き、1,000円	を加算した	額とする。	
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個人	団 体	納付場所
	漁料		あゆ	友釣り どぶ釣り	円	円	岩手県内水
		全魚種	やまめ さくらま		22, 400	20, 100	面漁業協同
		主思性	す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			組合連合会
			V				事務所
			やまめ さくらま		15, 700	14,000	
		雑魚	す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			
			V				
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項							
6 遊漁に際し守	久慈川漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
るべき事項							
7 漁場監視員に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項							
8 違反者に対す	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
る措置に関する							
事項							
9 遊漁規則の施	平成25年9月1日						
行日	1,0000 0,11 H						

1 漁業権者の名	名 称	普代村漁業協同組合
称及び住所	住 所	下閉伊郡普代村第9地割字銅屋31番地4
2 漁業権の免許 番号	内共第4号	

3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域		期間		
の制限の範囲	等の制限	やまめ	挙釣り (餌釣り又 は擬餌釣り)	普代川本支流の免 許区域	3月1日だ	3月1日から9月30日まで		
		さくらます	"	11	3月1日だ	3月1日から6月30日まで		
		いわな	"	"	3月1日だ	いら9月30	日まで	
		うぐい	JJ	JJ	1月1日だ	いら12月31	日まで	
		組合は、水 囲を制限する	産動物の繁殖保護プ ことがある。	(は漁業調整上必要	と認める場	合は、各権	欄に定める範	
	(2) 全長の制限		名 称		参	≛止に係る3	全長	
		やまめ(ひか	りを含む。)		13センチ	メートル以	下	
		いわな				"		
		うぐい				"		
4 遊漁料の額及	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所	
びその納付の方法	一般遊漁料	全魚種	やまめ さくらま す いわな うぐ い	築 幹釣り(餌釣り又 は擬餌釣り)	円 500	円 3,000	組合事務所	
		イ 中学校生ウ 上記の納	小学校児童は、無料 徒、身体不自由者及 付場所以外で遊漁* 由者及び75歳以上の	び75歳以上の者は、 トを納付する場合は、	、幼児、小	学校児童、	中学校生徒	
5 遊漁承認証に 関する事項	種市南漁業協同総	H合の遊漁規則	の内容に同じ。					
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。					
7 漁場監視員に 関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							
8 違反者に対す る措置に関する 事項	種市南漁業協同総	目合の遊漁規則	の内容に同じ。					
9 遊漁規則の施 行日	平成25年9月1日							

1 漁業権者の名	名 称	小本河川漁業協同組合					
称及び住所	住 所	下閉伊郡岩泉	下閉伊郡岩泉町小本字南中野3番地7				
2 漁業権の免許	内共第5号						
番号	四共第 0 万						
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間		
の制限の範囲	等の制限		友釣り	岩泉町袰野字袰野	7月1日から11月30日までの期		
		あゆ	使用する釣竿は、	と同町乙茂字三田	間内で組合が定めて公表する期		
			1本	市との境界から下	間		

			流の小本川本支流	
			の免許区域	
	やまめ	学釣り(餌釣り又は擬餌釣り) 使用する釣竿は、 1本	JJ	3月1日から9月30日まで
	さくらます	"	"	3月1日から6月30日まで
	いわな	"	"	3月1日から9月30日まで
	うなぎ	一等的り(餌釣り又は擬餌釣り) 手釣り(餌釣り)使用する釣竿は、1本		1月1日から12月31日まで
	うぐい		n	n
	こい	"	"	II.
	ふな	IJ	II.	II
	かじか	整約り(餌釣り又 は擬餌釣り) 手 釣り(餌釣り) 使用する釣 ^葉 は、 1本		6月1日から9月30日まで
	組合は、オ		スは漁業調整上必要	と認める場合は、各欄に定める範
(2) 区域の制限		区域		禁止期間
		新上流端から下流40 z 上流20メートルまで		7月1日から11月30日まで(あ ゆの採捕に限る。)
		■ 袰野えん堤下流端が えん堤下流端から上。		1月1日から12月31日まで
(3) 漁具・漁法 の制限	まき餌及び	が潜水による採捕は、	禁止する。	
(4) 全長の制限		名 称	3	禁止に係る全長
	やまめ(ひか	っりを含む。)	13センチメートルリ	 以下
	さくらます		20センチメートルリ	 以下
	いわな		13センチメートルリ	以下
	うなぎ		30センチメートルリ	以下
	うぐい		10センチメートルリ	以下
	こい			II .
	かじか		8センチメートルリ	以下

	(5) その他	組合が濃密	放流して開設するや	やまめ、いわな若し	くはにじま	すの特設金	り場又はやま
		め、いわな若	しくはにじますのつ	つかみどり漁場におい	ハて遊漁を	しようとす	一る者は、組
		合が別に定め	て公表した料金を納	付しなければならな	:V V ₀		
4 遊漁料の額及	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
びその納付の方	(1) 一般遊漁料	あゆ	あゆ	友釣り	円	円	組合事務所
法		<i>8</i>)19	<i>8</i>) (9	(人型)り	1, 400	7,000	及び指定販
			やまめ さくらま	5th	1, 000	5,000	売所
			す いわな うぐ	挙釣り(餌釣り又 は擬餌釣り)			
		雑魚	いこいふな				
				竿釣り (餌釣り又			
			うなぎ かじか	は擬餌釣り)手			
		ア 幼児及び	 小学校児童は、無料	釣り(餌釣り)			
				rとする。 :び75歳以上の者は、	坐類レナ 2	5	
			, -,	い75歳以上の有は、 斗を納付する場合は、			中学校生徒
				者を除き、1,000円			
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	個人	団 体	納付場所
	漁料		あゆ	友釣り	円		岩手県内水
	,.		やまめ さくらま		22, 400		面漁業協同
			す いわな うぐ	空釣り (餌釣り▽	,,		組合連合会
		全魚種	いこいふな	は擬餌釣り)			事務所
				*** 竿釣り(餌釣り又			
			うなぎ かじか	は擬餌釣り) 手			
				釣り (餌釣り)			
			やまめ さくらま	*** 竿釣り(餌釣り又	15, 700	14, 000	
			す いわな うぐ	は擬餌釣り)			
		雑魚	いこいふな				
			こわざ ふいふ	学 釣り(餌釣り又			
			うなぎ かじか	は擬餌釣り) 手 釣り (餌釣り)			
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同網	L A合の遊漁規則	<u> </u> の内容に同じ。	エンス (世中正)リノ	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
関する事項	122 - 1 - 1 14 IVW/K IWA 1 - 4/15	_ i ~ ~ iiii/yux.					
6 遊漁に際し守		且合の遊漁規則	 の内容に同じ。				
るべき事項			·				
7 漁場監視員に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項							
8 違反者に対す	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
る措置に関する							
事項							
9 遊漁規則の施	平成25年9月1日						

1 漁業権者の名	名 称	小本川漁業協	,同組合			
称及び住所	住 所	下閉伊郡岩泉	町岩泉字村木20番地	1		
2 漁業権の免許 番号	内共第5号					
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間	
の制限の範囲	等の制限			岩泉町袰野字袰野		
			友釣り	と同町乙茂字三田	7月1日から10月31日までの期	
		あゆ	使用する釣竿は、	市との境界から上	間内で組合が定めて公表する期	
			1本	流の小本川本支流	間	
				の免許区域		
			^{きお} 竿釣り(餌釣り又			
		やまめ	は擬餌釣り)	"	3月1日から9月30日まで	
		,	使用する釣竿は、		,, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
		4/822	1本		0818208084~	
		さくらます	"	"	3月1日から6月30日まで	
		いわな	" 挙釣り(餌釣り又	"	3月1日から9月30日まで	
			学釣り(餌釣り入は擬餌釣り) 手			
		うなぎ	釣り(餌釣り)	"	 1月1日から12月31日まで	
		うなき	使用する釣竿は、			
			1本			
			学釣り (餌釣り又			
		うぐい	は擬餌釣り)	"	II.	
			使用する釣竿は、			
			1本 [※]			
		こい	(単型り (単型り) 使用する釣竿は、	"	"	
			1本			
		ふな	11	11	"	
			学釣り (餌釣り又			
			は擬餌釣り) 手			
		かじか	釣り (餌釣り)	"	6月1日から9月30日まで	
			使用する釣竿は、			
		タクト オ	1本	7) お海光調軟し以重	し到みて担合は 夕棚に守みて笠	
		租合は、小 囲を制限する		いは侃未聊定工少安	と認める場合は、各欄に定める範	
	(2) 区域の制限	+	<u> </u>		禁止期間	
			<u> </u>	、岩息町で茂地内の	示 业划用	
			.ん堤までの区域	ンセコンビュ! (ロ)が7屁 k 1 (A)	1月1日から12月31日まで	
			.ん堤よくの区域 !発電所放水口から]	ぶ流50メートルまで		
		の区域		NINOON INFO	4月20日から5月20日まで	
		. , , .	言所櫃取取水ラム場「	- 流膿から下流50メ	1月1日から12月31日まで	
	I	ノいコロ1門元电	シンコログルイン・ハー・ハー・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン		1 1 1 HW 01701 H & C	

			ートルまでの	区域				
			大川浅内発電	所猿走取水えん堤」	上流端から下流50メ		"	
			ートルまでの	区域				
			大川岩泉発電	所落合取水えん堤」	上流端から下流50メ		"	
			ートルまでの	区域				
			小本川浅内発電所下山取水えん堤上流端から下流70				IJ	
			メートルまで	の区域				
			小本川岩泉発	電所落合取水えん場	是上流端から下流50		IJ	
			メートルまで	の区域				
		漁具・漁法 削限	まき餌及び	潜水による採捕は、	禁止する。			
	(4)	全長の制限	3		3	禁止に係る	全長	
			やまめ(ひかりを含む。)		13センチメートルリ	以下		
			さくらます		20センチメートルじ	以下		
			いわな		13センチメートル以下			
			うなぎ		30センチメートル以下			
			うぐい		10センチメートル以下			
			こい			"		
			かじか		020 4 2 2 2 2 0	vi 		
			13 - 0 13 -		8センチメートルジ	スト		
	(5)	その他		放流して開設するや	8センテメートル やまめ、いわな若し		すの特設金	り場又はやま
	(5)	その他	組合が濃密			くはにじま		
	(5)	その他	組合が濃密め、いわな若	しくはにじますのつ	L やまめ、いわな若し	くはにじまいて遊漁を		
4 遊漁料の額及		その他 区 分	組合が濃密め、いわな若	しくはにじますのつ	I Pまめ、いわな若し Oかみどり漁場におい	くはにじまいて遊漁を		
4 遊漁料の額及 びその納付の方		区分	組合が濃密 め、いわな若 合が別に定め 遊漁券区分	しくはにじますのっ て公表した料金を納 名 称	やまめ、いわな若し のかみどり漁場におい 時しなければならな 漁具・漁法	くはにじま いて遊漁を い。	しようとす	かけ場所
		区分	組合が濃密 め、いわな若 合が別に定め	しくはにじますの~ て公表した料金を糾 「	I やまめ、いわな若し つかみどり漁場におい 付しなければならな	くはにじま いて遊漁を い。 日 券	しようとす 年 券 円	かけ場所 組合事務所
びその納付の方		区分	組合が濃密 め、いわな若 合が別に定め 遊漁券区分	しくはにじますのっ て公表した料金を納 名 称	Pまめ、いわな若し。 かみどり漁場においけしなければならな 漁具・漁法	くはにじま いて遊漁を さい。 日 券 円	しようとす 年 券 円 7,000	かけ場所 組合事務所 及び指定販
びその納付の方		区分	組合が濃密 め、いわな若 合が別に定め 遊漁券区分	しくはにじますのって公表した料金を納名 称あゆ	でまめ、いわな若し。 かみどり漁場においけしなければならな 漁具・漁法 友釣り	くはにじま いて遊漁を い。 日 券 円 1,400	しようとす 年 券 円 7,000	かけ場所 組合事務所 及び指定販
びその納付の方		区分	組合が濃密め、いわな若合が別に定め 遊漁券区分	しくはにじますので て公表した料金を納 名 称 あゆ やまめ さくらま	たまめ、いわな若し かみどり漁場におい 付しなければならな 漁具・漁法 友釣り 一葉釣り (餌釣り又 は擬餌釣り)	くはにじま いて遊漁を い。 日 券 円 1,400	しようとす 年 券 円 7,000	かけ場所 組合事務所 及び指定販
びその納付の方		区分	組合が濃密 め、いわな若 合が別に定め 遊漁券区分	しくはにじますので て公表した料金を納 名 称 あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ	でまめ、いわな若しのかみどり漁場においければならな 漁具・漁法 友釣り (餌釣り又は擬餌釣り) 挙釣り (餌釣り又	くはにじま いて遊漁を い。 日 券 円 1,400	しようとす 年 券 円 7,000	かけ場所 組合事務所 及び指定販
びその納付の方		区分	組合が濃密め、いわな若合が別に定め 遊漁券区分	しくはにじますので て公表した料金を納 名 称 あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ	でまめ、いわな若しのかみどり漁場においる付しなければならな漁具・漁法を釣り (餌釣り又は擬餌釣り) 「華釣り (餌釣り又は擬餌釣り) 「季釣り (餌釣り 又は擬餌釣り) 「季釣り (餌釣り) 「手	くはにじま いて遊漁を い。 日 券 円 1,400	しようとす 年 券 円 7,000	かけ場所 組合事務所 及び指定販
びその納付の方		区分	組合が濃密め、いわな若合が別に定め 遊漁券区分	しくはにじますので て公表した料金を納 名 称 あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ い	でまめ、いわな若しのかみどり漁場においければならなり 神具・漁法 友釣り (餌釣り又は擬餌釣り) 季釣り (餌釣り) 手釣り (餌釣り) 手	くはにじま いて遊漁を い。 日 券 円 1,400	しようとす 年 券 円 7,000	かけ場所 組合事務所 及び指定販
びその納付の方		区分	組合が濃密め、いわな若合が別に定め 遊漁券区分 あゆ	しくはにじますので て公表した料金を納 名 称 あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ い うなぎ かじか こい ふな	でまめ、いわな若しのかみどり漁場においる付しなければならない漁具・漁法を釣り (餌釣り又は擬餌釣り) 「華釣り(餌釣り)」 「華釣り(餌釣り) 「華釣り(餌釣り)	くはにじま いて遊漁を い。 日 券 円 1,400	しようとす 年 券 円 7,000	かけ場所 組合事務所 及び指定販
びその納付の方		区分	組合が濃密 め、いわな若 合が別に定め 遊漁券区分 あゆ 雑魚	しくはにじますので て公表した料金を納 名 称 あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ い うなぎ かじか こい ふな 小学校児童は、無料	でまめ、いわな若しのかみどり漁場においる付しなければならな 漁具・漁法 友釣り (餌釣り) ^華 釣り (餌釣り 又は擬餌釣り) ^華 釣り (餌釣り) 手 釣り (餌釣り) ^華 釣り (餌釣り)	くはにじま いて遊漁を さい。 日 券 円 1,400	レようとす 年 券 円 7,000 5,000	かけ場所 組合事務所 及び指定販
びその納付の方		区分	組合が濃密 め、いわな若 合が別に定め 遊漁券区分 あゆ 雑魚 ア 幼児及び イ 中学校生	しくはにじますので て公表した料金を納 名 称 あゆ やまめ さくらま す いわな うぐい うなぎ かじか こい ふな 小学校児童は、無料 徒、身体不自由者及	でまめ、いわな若しのかみどり漁場においる付しなければならな 漁具・漁法 友釣り (餌釣り)	くはにじま いて遊漁を い。 日 券 円 1,400 1,000	しようとす 年 券 円 7,000 5,000	かけ場所 組合事務所 及び指定販売所
びその納付の方		区分	組合が濃密 め、いわな若 合が別に定め 遊漁券区分 あゆ 雑魚 ア 幼児及び イ 中学校生 ウ 上記の納	しくはにじますので て公表した料金を納 名 称 あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ い うなぎ かじか こい ふな 小学校児童は、無料 徒、身体不自由者及 付場所以外で遊漁料	でまめ、いわな若しのかみどり漁場においる () () () () () () () () () () () () () (くはにじま いて遊漁を さい。 日	しようとす 年 券 円 7,000 5,000	かけ場所 組合事務所 及び指定販売所
びその納付の方		区分一般遊漁料	組合が濃密 め、いわな若 合が別に定め 遊漁券区分 あゆ 雑魚 ア 幼児及び 中学校生 ウ よ配の終 、身体不自	しくはにじますので て公表した料金を納 名 称 あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ い うなぎ かじか こい ふな 小学校児童は、無料 徒、身体不自由者及 付場所以外で遊漁料	でまめ、いわな若しのかみどり漁場においる付しなければならな 漁具・漁法 友釣り (餌釣り)	くはにじま いて遊漁を さい。 日	しようとす 年 券 円 7,000 5,000	かけ場所 組合事務所 及び指定販売所
びその納付の方	(1)	区 分 一般遊漁料	組合が濃密 め、いわな若 合が別に定め 遊漁券区分 あゆ 雑魚 ア 幼児及び 中学校生 ウ よ配の終 、身体不自	しくはにじますので て公表した料金を納 名 称 あゆ やまめ さくらう いわな うぐ い うなぎ かじか こい ふな 小学校児童は、無料 徒、身体不自由者及 付場所以外で遊漁料 由者及び75歳以上の	きまめ、いわな若し。 かみどり漁場においる付しなければならな。 漁具・漁法 友釣り 「難動り(餌釣り) 「整釣り(餌釣り) 「整釣り(餌釣り) 「整釣り(餌釣り) 「な擬餌釣り) 「なが75歳以上の者は、いるを納付する場合は、する場合は、する場合に、1,000円	くはにじま いて遊漁 ト 日 り 1,400 1,000 半額児、し を加算 を加算	しようとす 年 券 7,000 5,000 5,000 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	かけ場所 組合事務所 及び指定販売所
びその納付の方	(1)	区 分 一般遊漁料	組合が濃密 め、いわな若 合が別に定め 遊漁券区分 あゆ 雑魚 ア 幼児及び 中学校生 ウ よ配の終 、身体不自	しくはにじますので て公表した料金を納 名 称 あゆ やま か さく う がい うなぎ かじか こい ふな かじか こい ふな 小学校児童は、無料 徒、身体不自由者及 付場所以外で遊漁料 由者及び75歳以上の 名 称 あゆ	マまめ、いわな若しのかみどり漁場においる付しなければならな 漁具・漁法 友釣り (餌釣り)	くはに進いている日日日1,4001,4001,000まめいの1,000	しようとす 年 券 円 7,000 5,000 る。 学校児童、 額とする。 団 体 円	かけ場所 組合事務所 及び指定販売所 中学校生徒 納付場所

			V				事務所
				^{さお} 竿釣り(餌釣り又			
			うなぎ かじか	は擬餌釣り) 手			
				釣り(餌釣り)			
			こい ふな	学釣り (餌釣り)			
			やまめ さくらま	^{さお} 竿釣り(餌釣り又	15, 700	14, 000	
			す いわな うぐ	は擬餌釣り)			
		雑魚		*** 竿釣り(餌釣り又			
			うなぎ かじか	主動り (脚動り入は擬餌釣り) 手			
				釣り(餌釣り)			
			こいふな	学釣り (餌釣り)			
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項							
6 遊漁に際し守	久慈川漁業協同組	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
るべき事項							
7 漁場監視員に	種市南漁業協同組	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項							
8 違反者に対す	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
る措置に関する							
事項							
9 遊漁規則の施	平成25年9月1日						
行日	十八八20十3月1日						

1 漁業権者の名	名 称	田老町河川漁業協同組合					
称及び住所	住 所	宮古市田老字館が森129番地2					
2 漁業権の免許 番号	内共第6号 内共第	第7号					
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間		
の制限の範囲	等の制限			摂待川及び田代川	7月1日から11月30日までの期		
		あゆ	友釣り	の本支流の免許区	間内で組合が定めて公表する期		
		1 D W		域	間		
			がら掛け	"	9月1日から11月30日まで		
		やまめ	挙釣り (餌釣り又 は擬餌釣り)	"	3月1日から9月30日まで		
		さくらます	"	"	3月1日から6月30日まで		
		いわな	"	"	3月1日から9月30日まで		
		うぐい	JJ	"	1月1日から12月31日まで		
		組合は、水	産動物の繁殖保護ス	マは漁業調整上必要 -	と認める場合は、各欄に定める範		
		囲を制限する	ことがある。				
	(2) 全長の制限	-	名 称	7	禁止に係る全長		

		やまめ(ひか	 りを含む。)	13センチメートル以下			
		いわな			"		
		うぐい		10センチメートル以下			
4 遊漁料の額及	区分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
びその納付の方 法	(1) 一般遊漁料		あゆ	友釣り がら掛け	円 500		組合事務所 及び指定販
		全魚種	やまめ さくらま す いわな うぐ い	^{・ジッ} 竿釣り(餌釣り又 は擬餌釣り)	400	1,000	売所
		ア 幼児及び	小学校児童は、無料	とする。			
		イ 中学校生	徒、身体不自由者及	び75歳以上の者は、	半額とする)。	
		ウ 上記の納	付場所以外で遊漁料	4を納付する場合は、	幼児、小	学校児童、	中学校生徒
		、身体不自	由者及び75歳以上の	者を除き、日券の額	長同額を力	1算した額	とする。
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	漁料		あゆ	友釣り がら掛け	円		岩手県内水
		全魚種	やまめ さくらま	*** 竿釣り(餌釣り又	22, 400	20, 100	面漁業協同
			す いわな うぐ い	は擬餌釣り)			組合連合会事務所
		雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ い	^{まま} 竿釣り(餌釣り又 は擬餌釣り)	15, 700	14, 000	
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項							
6 遊漁に際し守	久慈川漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
るべき事項							
7 漁場監視員に	種市南漁業協同約	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項							
8 違反者に対す	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
る措置に関する							
事項							
9 遊漁規則の施 行日	平成25年9月1日						

1 漁業権者の名	名 称	閉伊川漁業協	閉伊川漁業協同組合				
称及び住所	住 所	宮古市宮町三	宮古市宮町三丁目10番59号				
2 漁業権の免許	内共第8号						
番号	71共分 0 万						
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間		
の制限の範囲	等の制限	あゆ	+ AL 10	閉伊川本支流の免	7月1日から11月30日まで		
		asin	友釣り	許区域	/ A I 日 //*りII A 30 日まじ		

			-					
				どぶ釣り	牛伏橋から下流の		11	
				とか到り	免許区域		"	
				28 2 HJ 1	根城橋から下流の	0 8 4 4 8 8	2 2 4 5 00	
				がら掛け	免許区域	8月16日7	から11月30	日まで
			やまめ	餌釣り 擬餌釣り	閉伊川本支流の免 許区域	3月1日次	から9月30	日まで
			さくらます	"	"	3月1日2	から6月30	目まで
			いわな	"	11	3月1日2	から9月30	日まで
				餌釣り 置釣り				
			うなぎ	筒(口径20センチ	"	4月1日2	から11月30	日まで
				メートル以下)				
				餌釣り 擬餌釣り	II.	3月1日だ	から9月30	日まで
			うぐい	がら掛け	"	3月1日だ	から4月30	日まで
			かじか	餌釣り やす	11	6月1日2	から9月30	日まで
			組合は、水	産動物の繁殖保護ス	スは漁業調整上必要	<u>.</u> と認める場	合は、各権	闌に定める釒
			囲を制限する	ことがある。				
	(2)	区域の制限		区域			禁止期間	J
			宮古市川井地	内の川井発電用取力	×口えん堤上流端の			
			上流100メー	トルの地点から同え	ん堤下流端の下流	1月1日2	から12月31	目まで
			100メートルの	D地点までの間の区域	或			
	(3)	全長の制限	3	名 称	3	禁止に係る	全長	
			やまめ(ひか	りを含む。)	13センチメートルリ	以下		
			いわな			"		
			うなぎ		30センチメートルリ	 以下		
			うぐい		13センチメートルり	以下		
4 遊漁料の額及		区分	うぐい 遊漁券区分	名 称	13センチメートルリ 漁具・漁法	以下 日 券	年 券	納付場所
4 遊漁料の額及 びその納付の方				名 称 あゆ		I		納付場所組合事務所
					漁具・漁法 友釣り どぶ釣り	日券		組合事務所
びその納付の方				あゆ	漁具・漁法 友釣り どぶ釣り	日券円	円	組合事務所及び指定所
びその納付の方			遊漁券区分	あゆ やまめ さくらま	漁具・漁法 友釣り どぶ釣り	日 券 円 一般 1,500	円	組合事務所 及び指定り 売所
びその納付の方				あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ い	漁具・漁法 友釣り どぶ釣り	日 券 円 一般 1,500 高等学校	円 一般 10,000	組合事務 及び指定 売所
びその納付の方			遊漁券区分	あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ	漁具・漁法 友釣り どぶ釣り 餌釣り 擬餌釣り	日 券 円 一般 1,500 高等学校	円 一般 10,000 高等学校 生徒	組合事務 及び指定 売所
びその納付の方			遊漁券区分	あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ い うなぎ	漁具・漁法 友釣り どぶ釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り 置釣り 筒	日 券 円 一般 1,500 高等学校 生徒 1,000	円 一般 10,000 高等学校 生徒	組合事務 及び指定 売所
びその納付の方			遊漁券区分	あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ い	漁具・漁法 友釣り どぶ釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り 置釣り	日 券 円 一般 1,500 高等学校 生徒 1,000 中学校生	円 一般 10,000 高等学校 生徒 3,000	組合事務所及び指定り売所
びその納付の方			遊漁券区分	あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ い うなぎ	漁具・漁法 友釣り どぶ釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り 置釣り 筒	日 券 円 一般 1,500 高等学校 生徒 1,000 中学校生	円 一般 10,000 高等学校 生徒 3,000 中学校生	組合事務 及び指定 売所
びその納付の方			遊漁券区分	あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ い うなぎ	漁具・漁法 友釣り どぶ釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り 置釣り 筒	日 券 円 一般 1,500 高等学校 生徒 1,000 中学校生 徒 750	円 一般 10,000 高等学校 生徒 3,000 中学校生 徒 2,000 8,000	組合事務
びその納付の方			遊漁券区分	あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ い うなぎ かじか やまめ さくらま	漁具・漁法 友釣り どぶ釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り 置釣り 筒	日 券 円 一般 1,500 高等学校 生徒 1,000 中学校生 徒 750	円 一般 10,000 高等学校 生徒 3,000 中学校生 徒 2,000 8,000	組合事務 及び指定 売所
びその納付の方			遊漁券区分	あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ い うなぎ かじか やまめ さくらま す いわな うぐ	漁具・漁法 友釣り どぶ釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り 置釣り 筒	日 券 円 一般 1,500 高等学校 生徒 1,000 中学校生 徒 750 一般 1,000	円 一般 10,000 高等学校 生徒 3,000 中学校生 徒 2,000 8,000	組合事務所及び指定り売所
びその納付の方			遊漁券区分	あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ い うなぎ かじか やまめ さくらま す いわな うぐ	漁具・漁法 友釣り どぶ釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り 置釣り 筒 餌釣り やす	日 券 円 一般 1,500 高等学校 生徒 1,000 中学校生 徒 750 一般 1,000 高等学校	円 一般 10,000 高等学校 生徒 3,000 中学校生 徒 2,000 8,000	組合事務所及び指定販売所

					一般	一般	
					1,000	6,000	
		まみぶさ#I			高等学校	高等学校	
		あゆがら掛け	あゆ	がら掛け	生徒	生徒	
		()			700	3,000	
					中学校生	中学校生	
					徒 500	徒 2,000	
					一般	一般	
					500	4,000	
		うぐいがら			高等学校	高等学校	
			うぐい	がら掛け	生徒	生徒	
		掛け			300	2,000	
					中学校生	中学校生	
					徒 200	徒 1,000	
		ア幼児及び	小学校児童は、無料	とする。			
		イ 身体不自	由者及び75歳以上の	者は、一般の区分の	の金額の半額	質とする。	
		ウ 上記の納	付場所以外で遊漁料	4を納付する場合は	、幼児、小	学校児童、	中学校生徒
		、高等学校	生徒、身体不自由者	f及び75歳以上の者	を除き、日	券の額と同	羽額を加算し
		た額とする。	>				
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	漁料		あゆ	友釣り どぶ釣り	円	円	岩手県内水
			やまめ さくらま		22, 400	20, 100	面漁業協同
			す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			組合連合会
		全魚種	V				事務所
			うなぎ	餌釣り 置釣り			
			<i>)</i>	筒			
			かじか	餌釣り やす			
			やまめ さくらま		15, 700	14, 000	
			す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			
		雑魚	V				
		ΨΕΛ ΤΙ	うなぎ	餌釣り 置釣り			
			<i>)</i>	筒			
			かじか	餌釣り やす			
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項							
6 遊漁に際し守	久慈川漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
るべき事項							
7 漁場監視員に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項							

る措置に関する	
事項	
9 遊漁規則の施 行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名	名 称	宮古漁業協同	宮古漁業協同組合				
称及び住所	住 所	宮古市光岸地	宮古市光岸地4番40号				
2 漁業権の免許 番号	内共第9号						
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域		期間	
の制限の範囲	の制限の範囲等の制限		攀釣り(友釣り又 は擬餌釣り) 使用する釣竿は、 1本	津軽石川本支流の 免許区域	7月1日見表する日だ		
		あゆ	学釣り(がら掛け)使用する釣竿は、1本	II	8月1日だ	ら10月31	日まで
		うぐい	学釣り(餌釣り又 は擬餌釣り) 使用する釣竿は、 1本	II	3月1日だ	いら9月30	日まで
		組合は、水	産動物の繁殖保護ス	スは漁業調整上必要	と認める場	合は、各欄	間に定める範
		囲を制限する	ことがある。				
	(2) 区域の制限		区域			禁止期間	
		津軽石川河口	から稲荷橋上流端の	の上流230メートル	11 [1 [2]	· 237 K 0	
		の地点(旧稲	荷橋上流端)までの	区域	11月1日7	いり翌年2	月末日まで
	(3) 全長の制限	2	名称	3	禁止に係る	全長	
		うぐい		10センチメートルレ	以下		
4 遊漁料の額及	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日券	年 券	納付場所
びその納付の方法	一般遊漁料	全魚種	あゆ	華釣り(友釣り、 擬餌釣り又はがら 掛け) 華釣り(餌釣り又	円 300		組合事務所 及び指定販 売所
		イ 中学校生ウ 上記の納	付場所以外で遊漁料	 とする。 び75歳以上の者は、 斗を納付する場合は、 者を除き、200円を	、幼児、小	学校児童、	中学校生徒
5 遊漁承認証に 関する事項	種市南漁業協同約	_ 且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
6 遊漁に際し守	久慈川漁業協同約	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				

るべき事項	
7 漁場監視員に	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
関する事項	
8 違反者に対す	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
る措置に関する	
事項	
9 遊漁規則の施	平成25年9月1日
行日	平成25年3月1日

1 漁業権者の名	名 称	大槌河川漁業	大槌河川漁業協同組合				
称及び住所	住 所	上閉伊郡大槌	上閉伊郡大槌町栄町23番22号				
2 漁業権の免許 番号	内共第10号 内共第	第11号					
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域		期間	
の制限の範囲	等の制限	あゆ	友釣り どぶ釣り	大槌川及び小鎚川 の本支流の免許区 域	7月1日』		が定めて公
			がら掛け	"	9月1日以	以降で組合	が定めて公
			V 212()		表する日か	ら11月30	目まで
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	"	3月1日カ	ら9月30	日まで
		さくらます	"	"	3月1日か	ら6月30	目まで
		いわな	"	"	3月1日カ	ら9月30	日まで
		うぐい	"	"	1月1日カ	いら12月31	日まで
		イ 組合は、	によるあゆの採捕は 水産動物の繁殖保護 することがある。				欄に定める
	(2) 区域の制限		区 域			禁止期間	
		大槌川大石橋	上流端から旧大槌中	中学校えん堤下流端			
		までの区域			9月1日カ	いら12月31	日まで
		小鎚川桜木町 の区域	えん堤上流端からる	庁野水門下流端まで		"	
	(3) 全長の制限	3	名 称	ā	禁止に係る	全長	
		やまめ(ひか	りを含む。)	13センチメートルリ	以下		
		さくらます 30センチ		30センチメートル以	以下		
		いわな 13センチメー		13センチメートル以	以下		
		うぐい	うぐい 10センチメートル		以下		
4 遊漁料の額及	区分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
びその納付の方	(1) 一般遊漁料		あゆ	友釣り どぶ釣り	円	円	組合事務所
法		全魚種		がら掛け	1, 500	5,000	及び指定販
			やまめ さくらま	餌釣り 擬餌釣り			売所

			す いわな うぐ				
		フノ山田カッド	,	11. 1.7			
			小学校児童は、無料		1. V/## 1 . 1. *	,	
			徒、身体不自由者及				. 1
			付場所以外で遊漁				中字校生徒
			由者及び75歳以上の	T	1	1	
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	個人	団体	納付場所
	漁料		あゆ	友釣り どぶ釣			岩手県内水
				がら掛け	22, 400	20, 100	面漁業協同
		全魚種	やまめ さくらま				組合連合会
			す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り	b		事務所
			V \				
			やまめ さくらま		15, 700	14, 000	
		雑魚	す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り	b		
			V				
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項							
6 遊漁に際し守	(1) 遊漁者は、遊	ទ 漁承認証を携	帯し、漁場監視員が	から要求されたとも	きは、これを	提示するこ	と。
るべき事項	(2) 遊漁者は、流	魚場監視員の指	示に従うこと。				
	(3) 遊漁者は、木	目互に適当な距	離を保ち、漁業者	及び他の遊漁者の違	迷惑となる行	為をしない	こと。
	(4) 遊漁者は、	1月1日から5	5月31日まで及び9	月1日から12月31	日までの期間	一、次に掲げ	げる区域にお
	いては、川底をな	いくはんしない	こと。				
	アー大槌川・大石	「橋上流端から	旧大槌中学校えんり	是下流端まで			
	イ 小鎚川 桜オ	イ 小鎚川 桜木町えん堤上流端から寺野水門下流端まで					
7 漁場監視員に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項							
8 違反者に対す	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
る措置に関する							
事項							
9 遊漁規則の施 行日	平成25年9月1日						

1 漁業権者の名	名 称	鵜住居川漁業	協同組合		
称及び住所	住 所	釜石市鵜住居	町第13地割17番地 6		
2 漁業権の免許 番号	内共第12号				
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間
の制限の範囲	等の制限	あゆ	友釣り どぶ釣り	鵜住居川本支流の免許区域	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間

			がら掛け	11	10月1日か	ら11月30	日まで
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	"	3月1日カ	いら9月30	日まで
		さくらます	"	"	3月1日カ	いら5月31	日まで
		いわな	"	"	3月1日カ	ら9月30	日まで
		うぐい	11	11	1月1日カ	いら12月31	日まで
		組合は、水	L C産動物の繁殖保護プ	L Zは漁業調整上必要	と認める場	<u></u> 合は、各欄	に定める
		囲を制限する					
	(2) 区域の制限		区 域			禁止期間	
		県道35号日ノ	 神橋下流端から下流	 での免許区域	9月1日カ	いら12月31	日まで
		長内川長内橋	 下流端から下流の免	許区域		"	
	(3) 全長の制限	1	 名 称		」 禁止に係る	全長	
		やまめ(ひか	 いりを含む。)	13センチメートル」	 以下		
		さくらます		20センチメートル」	 以下		
		いわな		13センチメートル」	 以下		
		うぐい		10センチメートル!	 以下		
4 遊漁料の額及	区分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日券	年 券	納付場所
びその納付の方	(1) 一般遊漁料			友釣り どぶ釣り	円	円	組合事務
法			あゆ	がら掛け	1, 500	5, 500	及び指定
		全魚種	やまめ さくらま		-		売所
			す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			
			V				
		ア 幼児及び	ー 小学校児童は、無料	とする。			
		イ 中学校生	:徒、身体不自由者及	び75歳以上の者は、	半額とする	>.	
		ウ 上記の納	対場所以外で遊漁料	斗を納付する場合は	、幼児、小	学校児童、	中学校生
		、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、1,500円を加算した額とする。					
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	漁料		2. 7	友釣り どぶ釣り	円	円	岩手県内
			あゆ	がら掛け	22, 400	20, 100	面漁業協
		全魚種	やまめ さくらま				組合連合
			す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			事務所
			V				
			やまめ さくらま		15, 700	14, 000	
		雑魚	す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			
			V				
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同網	 且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
ひ 避然外恥証に							
関する事項	Ī	佐込み ⊒√きなきて チュ 1 #		いら要求されたときり	エスカを打	是示するこ	と。
	(1) 遊漁者は、道	近庶承認証を提	3 114 G (1)111 (2)2 THE DES ()				
関する事項			うがで、				
関する事項 6 遊漁に際し守	(2) 遊漁者は、流	魚場監視員の指		ひ他の遊漁者の迷れ	感となる行為	為をしない	こと。

	こと。
	ア 県道35号日ノ神橋下流端から下流の免許区域
	イ 長内川長内橋下流端から下流の免許区域
7 漁場監視員に	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
関する事項	
8 違反者に対す	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
る措置に関する	
事項	
9 遊漁規則の施	平成25年9月1日
行日	十成20年3月1日

1 漁業権者の名	名 称	吉浜漁業協同	吉浜漁業協同組合				
称及び住所	住 所	大船渡市三陸	大船渡市三陸町吉浜字向野32番地7				
2 漁業権の免許	内共第13号						
番号							
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域		期間	
の制限の範囲	等の制限	やまめ	学 釣り	吉浜川本支流の免 許区域	3月1日だ	いら9月30	日まで
		さくらます	"	"	3月1日だ	いら6月30	日まで
		いわな	"	"	3月1日だ	いら9月30	目まで
		うぐい	"	"	1月1日2	いら12月31	目まで
		組合は、水	産動物の繁殖保護ス	マロ は漁業調整上必要	と認める場	合は、各権	闌に定める範
		囲を制限する	ことがある。				
	(2) 全長の制限	3	名称	3	禁止に係る	全長	
		やまめ		13センチメートルレ	以下		
		さくらます		20センチメートルレ	以下		
		いわな		13センチメートルレ	以下		
		うぐい		10センチメートルレ	以下		
4 遊漁料の額及	区分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
びその納付の方	一般遊漁料		やまめ さくらま		円	円	組合事務所
法		全魚種	す いわな うぐ	** 学 釣り	500	2,000	及び指定販
			V				売所
		ア 幼児及び	- 小学校児童は、無料	·とする。			
		イ 中学校生	徒、身体不自由者及	び75歳以上の者は、	半額とする	5.	
		ウ 上記の納	付場所以外で遊漁料	4を納付する場合は、	、幼児、小	学校児童、	中学校生徒
		、身体不自	由者及び75歳以上の	者を除き、50円を加	算した額と	:する。	
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項							
6 遊漁に際し守	久慈川漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
るべき事項							

7 漁場監視員に	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
関する事項	
8 違反者に対す	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
る措置に関する	
事項	
9 遊漁規則の施	
行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名 名 称 盛川漁業館同組合 2 漁業権の免許 書号 内共第14号 3 遊漁について の制限の範囲 (1) 遊漁の方法 名 称 遊漁の力法 区 城 期 間 本の制限の範囲 本 称 遊漁の方法 区 城 期 間 本の制限の範囲 本 の制限 本 称 遊漁の方法 区 城 月 1 日から1月30日までの期間ので減分が定めて公表する期間ので減分が定めて公表する期間ので減分が定めて公表する期間ので減分が定めて公表する期間ので減分が定めて公表する期間ので減分が定めて公表する期間ので減分の発酵の発酵の発酵の発酵の発酵の発酵の発酵の発酵の発酵の発酵の発酵の発酵の発酵の						
2 漁業権の免許	1 漁業権者の名	名 称	盛川漁業協同	組合		
番号	称及び住所	住 所	大船渡市赤崎	町字石橋前10番地7		
一次の制限 一次の制限 次の利限 次の利限 次の利限 次の利限 次の利限 次の利限 次の利限 次の利限 次の利用 次の利		内共第14号				
(リール学を除く。) 歴期で、	3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間
おゆ	の制限の範囲	等の制限		友釣り又は擬餌釣	成川上土法の左急	7月1日から11月30日までの期
(3) おゆ				り(リールデを除		間内で組合が定めて公表する期
### 10 10 10 10 10 10 10 1			+ , 4	< ₀)	区域	間
上流の免許区域 間内で組合が定めて公表する期間			<i>8</i> 19		※川町十海接ふご	8月25日から9月10日までの期
関						間内で組合が定めて公表する期
できめ 餌釣り 擬餌釣り 区域 7月1日から9月30日まで さくらます 餌釣り				学を除く。)	上加切兒計區域	間
区域 7月1日から9月30日まで さくらます 餌釣り			めまみ	ET CH M HEET CH M	盛川本支流の免許	3月1日から5月31日まで及び
(2) 区域の制限			マまめ	計画リケー族性型リケー	区域	7月1日から9月30日まで
いわな 餌釣り 擬餌釣り " 7月1日から9月30日まで 5なぎ 置釣り どう " 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月30日まで 5ぐい 餌釣り 擬餌釣り " 1月1日から9月30日まで 1月1日から9月30日まで 1月1日から9月30日まで 1月1日から9月30日まで 1月1日から9月30日まで 1月1日から9月30日まで 1月1日から9月30日まで 1月1日から9月30日まで 1月1日から12月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日まで 1			さくらます	餌釣り	II.	3月1日から5月31日まで
7月1日から9月30日まで 5なぎ 置釣り どう			いわた	倉田 を与 い	,,	3月1日から5月31日まで及び
5ぐい 餌釣り 擬餌釣り			V 4274	日本地子グ 1次年中地子グ	"	7月1日から9月30日まで
から掛け			うなぎ	置釣り どう	II	1月1日から12月31日まで
がら掛け			うぐい	餌釣り 擬餌釣り	,,	11
かじか 餌釣り 擬餌釣り " "			<i></i>	がら掛け		
組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。 (2) 区域の制限 区域 共船渡市日頃市町甲子鹿鳴橋下流端から鷹生ダム堤 体の下流115メートルの地点までの区域(ダム湖に 1月1日から12月31日まで流入する支流を除く。) (3) 漁具・漁法 まき餌及び潜水による採捕は、禁止する。 の制限 (4) 全長の制限 名称 禁止に係る全長 やまめ(ひかりを含む。)			こい	餌釣り	11	1月1日から9月30日まで
田を制限することがある。 (2) 区域の制限 区 域 禁止期間 大船渡市日頃市町甲子鹿鳴橋下流端から鷹生ダム堤 体の下流115メートルの地点までの区域(ダム湖に 1月1日から12月31日まで流入する支流を除く。) (3) 漁具・漁法 まき餌及び潜水による採捕は、禁止する。 の制限 (4) 全長の制限 名 称 禁止に係る全長 やまめ(ひかりを含む。) 13センチメートル以下			かじか	餌釣り 擬餌釣り	11	IJ
区域 禁止期間 大船渡市日頃市町甲子鹿鳴橋下流端から鷹生ダム堤体の下流115メートルの地点までの区域(ダム湖に 1月1日から12月31日まで流入する支流を除く。) 1月1日から12月31日まで流入する支流を除く。) (3) 漁具・漁法の制限 まき餌及び潜水による採捕は、禁止する。 (4) 全長の制限 名称 禁止に係る全長やまめ(ひかりを含む。) 13センチメートル以下 13センチメートル以下			組合は、水	産動物の繁殖保護ス	マは漁業調整上必要	と認める場合は、各欄に定める範
大船渡市日頃市町甲子鹿鳴橋下流端から鷹生ダム堤 体の下流115メートルの地点までの区域(ダム湖に 流入する支流を除く。) (3) 漁具・漁法 まき餌及び潜水による採捕は、禁止する。 の制限 (4) 全長の制限 名 称 禁止に係る全長 やまめ(ひかりを含む。) 13センチメートル以下			囲を制限する	ことがある。		
体の下流115メートルの地点までの区域(ダム湖に 流入する支流を除く。) 1月1日から12月31日まで 流入する支流を除く。) (3) 漁具・漁法 の制限 まき餌及び潜水による採捕は、禁止する。 (4) 全長の制限 名 称 禁止に係る全長 やまめ(ひかりを含む。) 13センチメートル以下		(2) 区域の制限		区域		禁止期間
流入する支流を除く。) (3) 漁具・漁法 まき餌及び潜水による採捕は、禁止する。 の制限 名 称 禁止に係る全長 やまめ (ひかりを含む。) 13センチメートル以下			大船渡市日頃	市町甲子鹿鳴橋下流	汽端から鷹生ダム堤	
(3) 漁具・漁法 まき餌及び潜水による採捕は、禁止する。 の制限 名 称 禁止に係る全長 やまめ(ひかりを含む。) 13センチメートル以下			体の下流115	メートルの地点まで	の区域(ダム湖に	1月1日から12月31日まで
の制限 名称 禁止に係る全長 やまめ(ひかりを含む。) 13センチメートル以下			流入する支流	を除く。)		
(4) 全長の制限 名 称 禁止に係る全長 やまめ (ひかりを含む。) 13センチメートル以下		(3) 漁具・漁法	まき餌及び	潜水による採捕は、	禁止する。	
やまめ(ひかりを含む。) 13センチメートル以下		の制限				
		(4) 全長の制限	2	名称	2	禁止に係る全長
いわな			やまめ(ひか	りを含む。)	13センチメートルじ	人下
			いわな			II

		うなぎ		30センチメートル	以下		
		うぐい		10センチメートル以下			
		こい			"		
		かじか		5センチメートル	以下		
	(5) その他	組合が濃密	放流して開設する	のゆの特設釣場又は	あゆのつか	みどり漁場	景において遊
		漁をしようと	する者は、組合が別	に定めて公表した#	斗金を納付し	なければれ	ならない。
4 遊漁料の額及	区分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
びその納付の方	(1) 一般遊漁料			友釣り、擬餌釣り	円	円	組合事務所
法			あゆ	又はがら掛け(リ	1,000	7,000	及び指定販
				ール竿を除く。)			売所
			やまめ いわな		-		
		全魚種	かじか	餌釣り 擬餌釣り			
			さくらます こい	餌釣り	-		
			うなぎ	置釣り どう	-		
				餌釣り 擬餌釣り	-		
			うぐい	がら掛け			
		ア 幼児及び	 小学校児童は、無料				
			:徒、身体不自由者及		内に現に居	住する住室	こを所有する
			者は、半額とする(1 1(0)0(0)		2 2 / / / 11 / 2
			付場所以外で遊漁料		幼児 小	学校児音	中学校生徒
			由者及び75歳以上の				1 1 1 1 1 1
	(2) 県内共通遊	游漁券区分	1	1	7451 0 12 60	C / W0	
	(=) //(1.77)		4 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	漁料	姓儒分区 刀	名称あめ	漁具・漁法	個人田	団 体 田	納付場所
	漁料	姓儒分区 力	あゆ	漁具・漁法友釣り	円	円	岩手県内水
	漁料		あゆ やまめ いわな		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	円	岩手県内水面漁業協同
	漁料	全魚種	あゆ やまめ いわな うぐい かじか	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	円	円	岩手県内水 面漁業協同 組合連合会
	漁料		あゆ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい	友釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り	円	円	岩手県内水面漁業協同
	漁料		あゆ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	円 22, 400	円 20, 100	岩手県内水 面漁業協同 組合連合会
	漁料		あゆ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ やまめ いわな	友釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り	円	円	岩手県内水 面漁業協同 組合連合会
	漁料		あゆ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ やまめ いわな うぐい かじか	友釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り 置釣り どう 餌釣り 擬餌釣り	円 22, 400	円 20, 100	岩手県内水 面漁業協同 組合連合会
	漁料	全魚種	あゆ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい	友釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り 置釣り どう 餌釣り 擬餌釣り	円 22, 400	円 20, 100	岩手県内水 面漁業協同 組合連合会
上本海西部(全魚種雑魚	あゆ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい	友釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り 置釣り どう 餌釣り 擬餌釣り	円 22, 400	円 20, 100	岩手県内水 面漁業協同 組合連合会
5 遊漁承認証に	漁料種市南漁業協同組	全魚種雑魚	あゆ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい	友釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り 置釣り どう 餌釣り 擬餌釣り	円 22, 400	円 20, 100	岩手県内水 面漁業協同 組合連合会
関する事項	種市南漁業協同組	全魚種 雑魚 II合の遊漁規則	あゆ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り どう 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り どう	円 22, 400 15, 700	円 20, 100 14, 000	岩手県内水 面漁業協同 組合連合会 事務所
関する事項 6 遊漁に際し守	種市南漁業協同組(1) 遊漁者は、過	全魚種 雑魚 組合の遊漁規則 産漁承認証を携	あゆ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り どう 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り どう	円 22, 400 15, 700	円 20, 100 14, 000	岩手県内水 面漁業協同 組合連合会 事務所
関する事項	種市南漁業協同組 (1) 遊漁者は、近 (2) 遊漁者は、流	全魚種 雑魚 組合の遊漁規則 産漁承認証を携 魚場監視員の指	あゆ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ の内容に同じ。 帯し、漁場監視員が 活示に従うこと。	友釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り どう 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り とう のののでする。	円 22,400 15,700 は、これをも	円 20,100 14,000 是示するこ	岩手県内水 面漁業協同 組合連合事務所
関する事項 6 遊漁に際し守	種市南漁業協同組 (1) 遊漁者は、 (2) 遊漁者は、 (3) 遊漁者は、村	全魚種 雑魚 組合の遊漁規則 産漁承認証を携 漁場監視員の指 国互に適当な距	あゆ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ この内容に同じ。	友釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り どう 餌釣り 挺餌釣り 餌釣り どう 餌釣り がう なび他の遊漁者の迷れ	円 22,400 15,700 は、これを打	円 20,100 14,000 是示するこ	岩手県内水 面漁業協同 組合連合事務所
関する事項 6 遊漁に際し守	種市南漁業協同組 (1) 遊漁者は、近 (2) 遊漁者は、た (3) 遊漁者は、た (4) 遊漁者は、た	全魚種 雑魚 ま合の遊漁規則 産漁承認証を携 漁場監視員の指 ま写に適当な距 大の区域及び期	あゆ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ この内容に同じ。 ボレ、漁場監視員が ボール (本) こと。 離を保ち、漁業者及 (利) においては、川原	友釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り どう 餌釣り どう 餌釣り 挺餌釣り 餌釣り どう の要求されたときに なび他の遊漁者の迷惑	円 22,400 15,700 は、これを なとなる行為 こと。	円 20,100 14,000 是示するこ	岩手県内水 面漁業協同 組合連合 事務所
関する事項 6 遊漁に際し守 るべき事項	種市南漁業協同組 (1) 遊漁者は、 (2) 遊漁者は、 (3) 遊漁者は、 (4) 遊漁者は、 大渡橋から佐野	全魚種 全魚種 雑魚 E合の遊漁規則 佐漁承認証を携 漁場監視員のなど 無場に適当な ないでの区域及び 関係までの区域及び 関係までの区域と ののでは の	あゆ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ この内容に同じ。 ボーレ、漁場監視員が示に従うこと。 離を保ち、漁業者及 間間においては、川屋であって、6月1日	友釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り どう 餌釣り どう 餌釣り 挺餌釣り 餌釣り どう の要求されたときに なび他の遊漁者の迷惑	円 22,400 15,700 は、これを なとなる行為 こと。	円 20,100 14,000 是示するこ	岩手県内水 面漁業協同 組合連合 事務所
関する事項 6 遊漁に際し守	種市南漁業協同組 (1) 遊漁者は、 (2) 遊漁者は、 (3) 遊漁者は、 (4) 遊漁者は、 大渡橋から佐野	全魚種 全魚種 雑魚 E合の遊漁規則 佐漁承認証を携 漁場監視員のなど 無場に適当な ないでの区域及び 関係までの区域及び 関係までの区域と ののでは の	あゆ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ やまめ いわな うぐい かじか さくらます こい うなぎ この内容に同じ。 ボーレ、漁場監視員が示に従うこと。 離を保ち、漁業者及 間間においては、川屋であって、6月1日	友釣り 餌釣り 擬餌釣り 餌釣り どう 餌釣り どう 餌釣り 挺餌釣り 餌釣り どう の要求されたときに なび他の遊漁者の迷惑	円 22,400 15,700 は、これを なとなる行為 こと。	円 20,100 14,000 是示するこ	岩手県内水 面漁業協同 組合連合 事務所

8 違反者に対す	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
る措置に関する	
事項	
9 遊漁規則の施 行日	平成25年 9 月 1 日

1 漁業権者の名	名 称	気仙川漁業協	日知人					
1 漁業権者の名 称及び住所	住所) 平 山				
, , , , , ,	1生 77		世田米字世田米駅33	36世				
2 漁業権の免許 番号	内共第15号							
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間			
の制限の範囲	等の制限	あゆ	学 幹 約り(友釣り、 餌釣り又は擬餌釣 り)	気仙川本支流の免 許区域	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間			
		やまめ	整釣り(餌釣り又 は擬餌釣り)	n,	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	II.	II.	3月1日から5月31日まで			
		いわな	"	"	3月1日から9月30日まで			
		うなぎ	手釣り又は ^全 釣り (餌釣り)	n.	3月1日から12月31日まで			
		うぐい	整幹的 (餌釣り又は擬餌釣り)	n,	1月1日から12月31日まで			
		こい	II.	II.	"			
		ふな	^{きお} 竿釣り(餌釣り)	JJ	II .			
		かじか	^{さお} 竿釣り(餌釣り)	JJ	7月1日から9月30日まで			
		もくずがに	手釣り又は葬釣り (餌釣り)	II	7月1日から12月31日まで			
			組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。					
	(2) 区域の制限		区域		禁止期間			
			田町金成橋上流端の 流100メートルまでの		1月1日から12月31日まで			
			・駒町竹駒鉄橋上流端 下流100メートルま		9月1日から11月30日まで			
		陸前高田市竹	「駒町水量測定ポークの区域	ルから下流130メー	11			
		気仙川本支流			6月1日から同月30日まで			
	(3) 漁具・漁法	まき餌(餌	 「容器を使用する場合	合を含む。)、潜水	、やす、かぎ及び水中鏡(水中メ			
	の制限	ガネを含む。)による採捕は、熱	禁止する (やす、か	ぎ及び水中鏡については、幼児、			
		小学校児童及	び中学校生徒を除く	。)。				
	(4) 全長の制限	3	名 称		禁止に係る全長			

		やまめ(ひか	りを含む。)	13センチメートル以下				
		いわな			"			
		うなぎ		30センチメートルじ	人下			
		うぐい		10センチメートル以下				
		こい		II .				
		もくずがに		5センチメートルじ	大下 (甲幅)			
	(5) その他	組合が濃密放流して開設するあ		らゆ、やまめ若しくん	はいわなの	特設釣場又	てはあゆ、や	
		まめ若しくは	いわなのつかみどり	漁場において遊漁	をしようと	する者は、	組合が別に	
		定めて公表し	た料金を納付しなけ	ればならない。				
4 遊漁料の額及	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所	
びその納付の方	(1) 一般遊漁料			挙 釣り(友釣り、	円	円	組合事務所	
法			あゆ	餌釣り又は擬餌釣	1, 300	9,000	及び指定販	
				り)			売所	
			やまめ さくらま	** 竿釣り(餌釣り又				
		全魚種	す いわな うぐ	は擬餌釣り)				
			いこい	さお				
			うなぎ もくずが					
			C	(餌釣り)				
			ふな かじか	竿釣り(餌釣り)	1 100	7,000		
			やまめ さくらま す いわな うぐ	** 幹釣り(餌釣り又	1, 100	7,000		
			y いわな リヘ	は擬餌釣り)				
		雑魚	うなぎ もくずが	T N 10 T 11 550 N 10				
			[] (C)	手釣り又は半釣り (餌釣り)				
			ふな かじか	学釣り (餌釣り)				
		ア幼児、小		<u> (</u>	<u> </u>			
			由者及び75歳以上の		. 0			
				4を納付する場合は、	幼児、小	学校児童、	中学校生徒	
		、身体不自	由者及び75歳以上の	者を除き、日券の額	頁と同額を力	『算した額』	とする。	
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団体	納付場所	
	漁料			幸か 竿釣り(友釣り、	円	円	岩手県内水	
			あゆ	餌釣り又は擬餌釣	22, 400	20, 100	面漁業協同	
				り)			組合連合会	
			やまめ さくらま	さお			事務所	
		全魚種	す いわな うぐ	学釣り (餌釣り又				
			いこい	は擬餌釣り)				
			うなぎ もくずが	手釣り又は竿釣り				
			に	(餌釣り)				
			ふな かじか	** 竿釣り(餌釣り)				
		雑魚	やまめ さくらま	** 竿釣り(餌釣り又	15, 700	14, 000		
•	•	•	•		. !			

			す いわな うぐ	は擬餌釣り)					
			いこい						
		-	うなぎ もくずが	手釣り又は挙釣り					
			12	(餌釣り)					
			ふな かじか	^{きお} 竿釣り(餌釣り)					
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同組合の	の遊漁規則	の内容に同じ。						
関する事項									
6 遊漁に際し守	久慈川漁業協同組合の	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							
るべき事項									
7 漁場監視員に	種市南漁業協同組合の	の遊漁規則	の内容に同じ。						
関する事項									
8 違反者に対す	種市南漁業協同組合の	の遊漁規則	の内容に同じ。						
る措置に関する									
事項									
9 遊漁規則の施	平成25年9月1日								
行日	一一成25千9月1日								

1	漁業権者の名	,	 名 称	西部九戸河川	海 業 協 同	1組合		
	が及び住所						75 lik 1	
		1	住 所	九戸郡軽米町	入子 軽木	·	3番地 I ————————————————————————————————————	
2	漁業権の免許	内共第	516号					
1	番号						,	
3	遊漁について	(1)	遊漁の方法	名 称	遊漁	の方法	区域	期間
(の制限の範囲	等の	制限		1.41.10	Arr Al 30		7月1日から11月30日までの期
				あゆ	友釣り	餌釣り	新井田川本支流の	間内で組合が定めて公表する期
					擬餌釣	9	免許区域	間
				やまめ	餌釣り	擬餌釣り	IJ	3月1日から9月30日まで
				いわな		JJ	11	n .
				うなぎ	餌釣り		II.	1月1日から12月31日まで
				うぐい	餌釣り	擬餌釣り	II.	II.
				こい		JJ	II.	II.
				ふな		JJ	II.	II .
				組合は、水	産動物の)繁殖保護2	スは漁業調整上必要	と認める場合は、各欄に定める範
				囲を制限する	ことがあ	る。		
		(2)	区域の制限			区域		禁止期間
				雪谷川蓮台野	橋上流站	帯から日ノ 戸	戸橋下流端までの区	
				域				4月1日から6月30日まで
				瀬月内川榮橋	上流端カ	ら蒔田橋下	流端までの区域	II .
		(3)	全長の制限			名 称		禁止に係る全長
				やまめ(ひか	りを含む	·)		13センチメートル以下
				いわな				15センチメートル以下

		うなぎ			30センチァ	・一トル以	下		
		こい			10センチァ	・一トル以	下		
4 遊漁料の額及	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所		
びその納付の方法	(1) 一般遊漁料		あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	円 700		組合事務所 及び指定販		
		全魚種	やまめ いわな うぐい こい ふ な	餌釣り 擬餌釣り			売所		
			うなぎ	餌釣り					
		雑魚	やまめ いわな うぐい こい ふ な	餌釣り 擬餌釣り	500	3,000			
			うなぎ	餌釣り					
		ア 幼児、小学校児童及び中学校生徒は、無料とする。 イ 身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒 、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。							
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所		
	漁料	全魚種	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	円 22, 400		岩手県内水面漁業協同		
			やまめ いわな うぐい こい ふ な	餌釣り 擬餌釣り			組合連合会 事務所		
			うなぎ	餌釣り					
		雑魚	やまめ いわな うぐい こい ふ な	餌釣り 擬餌釣り	15, 700	14,000			
			うなぎ	餌釣り					
5 遊漁承認証に 関する事項	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。						
7 漁場監視員に 関する事項	種市南漁業協同約	且合の遊漁規則	の内容に同じ。						
8 違反者に対す る措置に関する 事項	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。						
9 遊漁規則の施 行日	平成25年9月1日								

1 漁業権者の名	名 称	南部馬淵川漁	業協同組合				
称及び住所	住 所	二戸市金田一	字大釜42番地6				
2 漁業権の免許							
番号	内共第17号						
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間		
の制限の範囲	等の制限			馬淵川と安比川と			
				の合流点から下流			
		あゆ	+ 24 10	の馬淵川本支流及	7月1日から12月31日の期間内		
		l w w	友釣り	び同合流点から上	で組合が定めて公表する期間		
				流の安比川本支流			
				の免許区域			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	IJ	3月1日から9月30日まで		
		さくらます	JJ	IJ	4月1日から6月30日まで		
		いわな	II.	IJ	3月1日から9月30日まで		
		うなぎ	置釣り	II.	1月1日から12月31日まで		
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	11	IJ		
		こい	餌釣り	II.	IJ		
		かじか	餌釣り 擬餌釣り	II .	6月1日から9月30日まで		
		組合は、水	産動物の繁殖保護ス	スは漁業調整上必要	と認める場合は、各欄に定める範		
		囲を制限することがある。					
		囲を制限する	ことがある。				
	(2) 区域の制限	囲を制限する	ことがある。 区 域		禁止期間		
	(2) 区域の制限		区域	K口えん堤上流端の	禁止期間 1月1日から12月31日まで(9		
	(2) 区域の制限	馬淵川舌崎発	区 域電所下山井用水取力				
	(2) 区域の制限	馬淵川舌崎発上流100メー	区 域電所下山井用水取力	ん堤下流端の下流	1月1日から12月31日まで(9		
	(2) 区域の制限	馬淵川舌崎発 上流100メー 200メートルの	区 域電所下山井用水取力	ん堤下流端の下流 或	1月1日から12月31日まで(9 月10日から10月10日までのあゆ		
	(2) 区域の制限	馬淵川舌崎発 上流100メー 200メートルの 安比川大渕発	区 域電所下山井用水取力 をでいまから同え での地点から同え	ん堤下流端の下流 或 1えん堤上流端の上	1月1日から12月31日まで(9 月10日から10月10日までのあゆ		
	(2) 区域の制限	馬淵川舌崎発 上流100メー 200メートルの 安比川大渕発 流100メート/	区 域電所下山井用水取力トルの地点から同えの地点までの間の区域	ん堤下流端の下流 或 1えん堤上流端の上	1月1日から12月31日まで(9 月10日から10月10日までのあゆ の友釣りによる採捕を除く。)		
	(2) 区域の制限	馬淵川舌崎発 上流100メー 200メートルの 安比川大渕発 流100メート/ メートルの地	区 域電所下山井用水取力トルの地点から同えの地点までの間の区域電所合川用水取水口	ん堤下流端の下流 或 コえん堤上流端の上 堤下流端の下流300	1月1日から12月31日まで(9 月10日から10月10日までのあゆ の友釣りによる採捕を除く。)		
	(2) 区域の制限	馬淵川舌崎発 上流100メー 200メートルの 安比川大渕発 流100メートル メートルの地 安比川二戸市	区 域電所下山井用水取がトルの地点から同えの地点までの間の区域電所合川用水取水にいの地点から同えんなまでの間の区域	ん堤下流端の下流 或 コえん堤上流端の上 堤下流端の下流300 流端の上流200メー	1月1日から12月31日まで(9 月10日から10月10日までのあゆ の友釣りによる採捕を除く。)		
		馬淵川舌崎発 上流100メー 200メートルの 安比川大渕発 流100メートルの地 安比川二戸市 トルの地点か までの間の区	区 域 電所下山井用水取力トルの地点から同えの地点までの間の区域電所合川用水取水口の地点から同えんいままでの間の区域にまでの間の区域が多法寺町滝見橋上流ら同下流端の下流	ん堤下流端の下流 或 コえん堤上流端の上 堤下流端の下流300 流端の上流200メー	1月1日から12月31日まで(9 月10日から10月10日までのあゆ の友釣りによる採捕を除く。)		
	(3) 漁具・漁法	馬淵川舌崎発 上流100メー 200メートルの 安比川大渕発 流100メートル メートルの地 安比川二戸市 トルの地点か までの間の区 次に掲げる	区域電所下山井用水取がトルの地点から同えの地点までの間の区域電所合川用水取水にいの地点から同えん点までの間の区域が発法寺町滝見橋上流ら同下流端の下流域	ん堤下流端の下流 或 コえん堤上流端の上 堤下流端の下流300 流端の上流200メー 100メートルの地点 補は、禁止する。	1月1日から12月31日まで(9 月10日から10月10日までのあゆ の友釣りによる採捕を除く。)		
		馬淵川舌崎発 上流100メー 200メートルの 安比川大渕発 流100メートル メートルの地 安比川二戸市 トルの地点か までの間の区 次に掲げる ア まき餌(区 域電所下山井用水取力トルの地点から同えの地点までの間の区域電所合川用水取水にいいの地点から同えんが高までの間の区域が浄法寺町滝見橋上流が高い下流端の下流域域	ル堤下流端の下流 或 コえん堤上流端の上 堤下流端の下流300 流端の上流200メー 100メートルの地点 禁捕は、禁止する。	1月1日から12月31日まで(9 月10日から10月10日までのあゆ の友釣りによる採捕を除く。) "		
	(3) 漁具・漁法	馬淵川舌崎発 上流100メー 200メートルの 安比川大渕発 流100メートル メートルの地 安比川二戸市 トルの間の区 次に掲げる ア まき餌(イ 馬淵川本	区域電所下山井用水取力トルの地点から同えの地点までの間の区域電所合川用水取水口の地点から同えん。点までの間の区域の浄法寺町滝見橋上流ら同下流端の下流域、漁具・漁法による採餌容器の使用を含む流及び安比川本流の	ル堤下流端の下流 或 コえん堤上流端の上 堤下流端の下流300 流端の上流200メー 100メートルの地点 禁捕は、禁止する。	1月1日から12月31日まで(9 月10日から10月10日までのあゆ の友釣りによる採捕を除く。)		
	(3) 漁具・漁法 の制限	馬淵川舌崎発 上流100メー 200メートルの 安比川大渕発 流100メートルの地 安比川二戸市 トルの間間の までにままが でにまき餌(イ 動り(ルア	区域電所下山井用水取力トルの地点から同えの地点までの間の区域電所合川用水取水口の地点から同えんがある。 電所合川用水取水口の地点から同えんがある。 での間の区域のである。 が多法寺町滝見橋上がいる。 がは、漁具・漁法による採りでは、漁具・漁法による採りでの使用を含む。 流及び安比川本流の一を除く。)	ル堤下流端の下流 域 コえん堤上流端の上 堤下流端の下流300 流端の上流200メー 100メートルの地点 対捕は、禁止する。	1月1日から12月31日まで(9月10日から10月10日までのあゆの友釣りによる採捕を除く。)		
	(3) 漁具・漁法	馬淵川舌崎発 上流100メー 200メートルの 安比川大渕発 流100メートル 安比川二戸市 トルの間の区 次に掲げる ア まき間(イ 釣り(ルア	区域電所下山井用水取がトルの地点から同えの地点までの間の区域電所合川用水取水にいの地点から同えんがままでの間の区域が多にある。 は、	ん堤下流端の下流 域 コえん堤上流端の上 堤下流端の下流300 流端の上流200メー 100メートルの地点 補は、禁止する。 。。) D区域における5月	1月1日から12月31日まで(9 月10日から10月10日までのあゆ の友釣りによる採捕を除く。) " " 1日から6月30日までの間の毛針 禁止に係る全長		
	(3) 漁具・漁法 の制限	馬淵川舌崎発 上流100メー 200メートルの 安比川大渕発 流100メートル タヒ川二戸市 トルの間の区 次に掲げる ア まき餌(イ 釣り(ルア	区域電所下山井用水取がトルの地点から同えの地点までの間の区域電所合川用水取水にいの地点から同えんがままでの間の区域が多にある。 は、	ル堤下流端の下流 域 コえん堤上流端の上 堤下流端の下流300 流端の上流200メー 100メートルの地点 対捕は、禁止する。	1月1日から12月31日まで(9 月10日から10月10日までのあゆ の友釣りによる採捕を除く。) " " 1日から6月30日までの間の毛針 禁止に係る全長		
	(3) 漁具・漁法 の制限	馬淵川舌崎発 上流100メー 200メートルの 安比川大川のメートル メートルのサールの またいのでにおいて でにはまま淵川本 からいわな	区域電所下山井用水取がトルの地点から同えの地点までの間の区域電所合川用水取水にいの地点から同えんがままでの間の区域が多にある。 は、	ル堤下流端の下流 或 コえん堤上流端の上 堤下流端の下流300 流端の上流200メー 100メートルの地点 補は、禁止する。 。) D区域における5月	1月1日から12月31日まで(9 月10日から10月10日までのあゆ の友釣りによる採捕を除く。) " " 1日から6月30日までの間の毛針 禁止に係る全長 以下 "		
	(3) 漁具・漁法 の制限	馬淵川舌崎発 上流100メー 200メートルの 安比川大川のメートルの 安比川大ルの地 安・ルの地 まかれるでは、まっっ。 ア まりのは、 イ かりのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	区域電所下山井用水取がトルの地点から同えの地点までの間の区域電所合川用水取水にいの地点から同えんがままでの間の区域が多にある。 は、	は コえん堤上流端の上流 堤下流端の下流300 流端の上流200メー 100メートルの地点 補は、禁止する。 こ。) D区域における5月	1月1日から12月31日まで(9月10日から10月10日までのあゆの友釣りによる採捕を除く。)		
	(3) 漁具・漁法 の制限	馬淵川舌崎発 上流100メー 200メートルの 安比川大川のメートル メートルのサールの またいのでにおいて でにはまま淵川本 からいわな	区域電所下山井用水取がトルの地点から同えの地点までの間の区域電所合川用水取水にいの地点から同えんがままでの間の区域が多にある。 は、	ル堤下流端の下流 或 コえん堤上流端の上 堤下流端の下流300 流端の上流200メー 100メートルの地点 補は、禁止する。 。) D区域における5月	1月1日から12月31日まで(9月10日から10月10日までのあゆの友釣りによる採捕を除く。) " " 1日から6月30日までの間の毛針 禁止に係る全長 以下 " 以下		

4 遊漁料の額及	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
びその納付の方	(1) 一般遊漁料		あゆ	友釣り	円	円	組合事務所
法			やまめ さくらま		1,500	10,000	及び指定販
		A 27 CE	す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			売所
		全魚種	いかじか				
			うなぎ	置釣り			
			200	餌釣り			
			やまめ さくらま		700	5,000	
			す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			
		雑魚	いかじか				
			うなぎ	置釣り			
			こい	餌釣り			
		ア 幼児及び	小学校児童は、無料	·とする。			
		イ 中学校生	徒、身体不自由者立	をびに二戸市の区域P	内及び八幡	平市のうち	旧安代町に
		係る区域内	に現に居住する住宅	を所有する75歳以上	:の者は、半	4額とする。	
		ウ 上記の納	付場所以外で遊漁料	4を納付する場合は、	幼児、小	学校児童、	中学校生徒
		、身体不自	由者並びに二戸市の)区域内及び八幡平	市のうち旧:	安代町に係	る区域内に
		現に居住す	る住宅を所有する7	5歳以上の者を除き、	日券の額	と同額を加	1算した額と
		する。					
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	漁料		あゆ	友釣り	円	円	岩手県内水
			やまめ さくらま		22, 400	20, 100	面漁業協同
		全魚種	す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			組合連合会
		主从准	いかじか				事務所
			うなぎ	置釣り			
			こい	餌釣り			
			やまめ さくらま		15, 700	14,000	
			す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			
		雑魚	いかじか				
			うなぎ	置釣り			
			こい	餌釣り			
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同約	 且合の遊漁規則	 の内容に同じ。				
関する事項							
6 遊漁に際し守	久慈川漁業協同総	<u></u> 且合の遊漁規則	 の内容に同じ。				
べき事項							
7 漁場監視員に	種市南漁業協同約	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項							
8 違反者に対す	-	n A ~ 144 /4 (DD)	1 = 1 = = 22			<u> </u>	
	種市南漁業協同約	且合の遊漁規則]の内容に同じ。				
る措置に関する	種市南漁業協同総	且合の遊馮規則	の内容に同じ。				

9	遊漁規則の施	平成25年9月1日		
1	行日	10020		

1 漁業権者の名	名 称	上馬淵川漁業	協同組合			
称及び住所	住 所	二戸郡一戸町	高善寺字大川鉢24番	地 9		
2 漁業権の免許 番号	内共第17号					
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間	
の制限の範囲	等の制限	あゆ	友釣り がら掛け	馬淵川と安比川と の合流点から上流 の馬淵川本支流の 免許区域	7月1日から11月30日までの期 間内で組合が定めて公表する期 間	
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	JJ	3月1日から9月30日まで	
		さくらます	"	"	4月1日から6月30日まで	
		いわな	"	"	3月1日から9月30日まで	
		うなぎ	置釣り	"	1月1日から12月31日まで	
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	II.	II.	
		こい	餌釣り	JJ	IJ	
		わかさぎ	II	大志田ダム湖の区域	1月1日から12月31日までの期 間内で組合が定めて公表する期 間	
			水産動物の繁殖保護 することがある。	要と認める場合は、各欄に定める		
	(2) 区域の制限		区域		禁止期間	
				1月1日から12月31日まで		
		一戸町姉帯字 トルの地点ま	名子根えん堤上流 での区域	端から上流300メー	n .	
		葛巻町市部内 までの区域	大名神渕から上流	300メートルの地点	n .	
		葛巻町寺畑屋 区域	渕から上流200メー	n		
		葛巻町泡渕か	ら上流200メートルの	の地点までの区域	11	
		トルの地点か	タムえん堤上流端の ら同えん堤下流端の の地点までの区域			
	(3) 漁具・漁法	まき餌(餌	容器の使用を含む。)による採捕は、雰	性する。	

	の制限								
	(4) 全長の制限	=======================================	名 称		禁止に係る	全長			
		やまめ(ひか	りを含む。)	13センチメートル	以下				
		いわな		n					
		うなぎ		30センチメートル以下					
		うぐい		10センチメートル	以下				
		211			"				
4 遊漁料の額及	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日券	年 券	納付場所		
びその納付の方法	(1) 一般遊漁料	あゆ	あゆ	友釣り がら掛け	円 1,200		組合事務所 及び指定販		
		hv. 6	やまめ さくらま す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り	600	5, 000	売所		
		雑魚	V)		_				
			うなぎ	置釣り	4				
			ZN	餌釣り					
		わかさぎ	わかさぎ	餌釣り	500				
			小学校児童は、無料						
			徒、身体不自由者及				1 2011-11-11		
		ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒							
		、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。							
	<u> </u>	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	個人	団体	納付場所		
	漁料		あゆ	友釣り がら掛け	_		岩手県内水 面漁業協同		
			やまめ さくらま す いわな うぐ	AT AL MESTALIN	22, 400	20, 100	組合連合会		
		全魚種) (147/4)\	日本正月 7 19年日 正月 7			事務所		
			うなぎ	置釣り	1		7.10171		
			こい	餌釣り	-				
			やまめ さくらま	日本正子	15, 700	14, 000			
			すいわなうぐ	餌釣り 擬餌釣り	10,100	14,000			
		雑魚	\(\rangle\)	IMPACT I					
		N. Harris	うなぎ	置釣り	1				
			こい	餌釣り	1				
5 遊漁承認証に 関する事項	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則		1.1					
6 遊漁に際し守	 久慈川漁業協同約	日全の遊漁相則	一の内容に同じ						
るべき事項	少、尼グ·日杰来 伽西州	正日 • 7 延1 杰/死矣.							
7 漁場監視員に	■ 種市南漁業協同総<		 の内容に同じ。						
関する事項									
8 違反者に対す	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。						
る措置に関する									

事項	
9 遊漁規則の施 行日	平成25年9月1日

4 14 15 + 0 5	h 11.	川て県火ル川	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				
1 漁業権者の名	名 称	岩手県米代川					
称及び住所	住 所	八幡平市欠田	13番地 1				
2 漁業権の免許 番号	内共第18号						
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域		期間	
の制限の範囲	等の制限	やまめ	置釣り 餌釣り 擬餌釣り	米代川本支流の免 許区域	3月1日カ	ら9月30	日まで
		いわな	JJ	"		"	
		うぐい	"	"	1月1日カ	いら12月31	日まで
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					闌に定める範
	(2) 区域の制限		区域			禁止期間	
		米代川と白沢 市橋上流端ま	川との合流点から での間の区域	下流の国道282号舘	4月1日か	ら6月30	日まで
	(3) 全長の制限	-	名称	3	禁止に係る全長		
		やまめ		13センチメートル以	以下		
		いわな			IJ		
		うぐい		10センチメートル以下			
4 遊漁料の額及	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
びその納付の方法	一般遊漁料	全魚種	やまめ いわな うぐい	置釣り 餌釣り 擬餌釣り	円 500		組合事務所 及び指定販 売所
		イ 中学校生ウ 上記の納	付場所以外で遊漁料	とする。 び75歳以上の者は、 斗を納付する場合は、 者を除き、500円を	、幼児、小	学校児童、	中学校生徒
5 遊漁承認証に 関する事項	種市南漁業協同総	 合の遊漁規則	の内容に同じ。				
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
7 漁場監視員に 関する事項	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
8 違反者に対す る措置に関する 事項	種市南漁業協同組	目合の遊漁規則	の内容に同じ。				
9 遊漁規則の施	平成25年9月1日						

1 漁業権者の名	名 称	上北上川漁業協同組合					
称及び住所	住所	岩手郡岩手町大字川口第28地割420番地					
2 漁業権の免許	内共第19号						
番号	1 12/2/110 /3	T					
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間		
の制限の範囲	等の制限	松川との合流点が		松川との合流点か	7月1日から10月31日までの期		
		あゆ	竿釣り(友釣り)	ら上流の北上川本	間内で組合が定めて公表する期		
			4.5	支流の免許区域	間		
		やまめ	整釣り(餌釣り又 は擬餌釣り)	n	3月1日から9月30日まで		
		いわな	11	11	IJ		
		うなぎ	置釣り筒	11	1月1日から12月31日まで		
		うぐい	挙釣り (餌釣り又 は擬餌釣り)	II.	IJ		
		こい	学釣り (餌釣り)	II.	IJ		
		ふな	JJ	JJ	JJ		
		カルじか			6月1日から9月30日まで		
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範					
		囲を制限することがある。					
	(2) 区域の制限	区域禁止期間					
		丹藤川川口頭首工から上流800メートルまでの間の 区域			4月1日から6月30日まで		
		丹藤川川口滝	地内の滝の上流50/		1月1日から12月31日まで		
			メートルの地点まで				
			.ん堤下流端から下泊	流500メートルの地	JJ		
	(3) 漁具・漁法	点までの間の	·	、とかせはいは	の校様な日始ししたまた知(知索		
	の制限	法 やまめ、いわな、うぐい、こい、ふな又はかじかの採捕を目的としたまき 器の使用を含む。)は、禁止する。					
	(4) 全長の制限		も。 / は、 <u>ポエ</u> ッる 	<u> </u>	 禁止に係る全長		
	(4) 主及の間限	やまめ	H 44.	13センチメートル			
		いわな			<i>"</i>		
		うなぎ 30センチメートルじ うぐい 10センチメートルじ					
		こい 15センチメートルリ			 以下		
		ふな 13センチメートル以下					
	(5) その他	組合が濃密	放流して開設するい	<u>,</u> いわな若しくはやま	めの特設釣場又はいわな若しくは		
		やまめのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。					

4 遊漁料の額及	区分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	**** 学釣り(友釣り)	円		組合事務所
法			やまめ いわな	学釣り (餌釣り又	1,000		及び指定販
			うぐい	は擬餌釣り)			売所
			うなぎ	置釣り筒			
			こい ふな かじ	**************************************			
			カュ	学釣り(餌釣り)			
			やまめ いわな	^{**} 竿釣り(餌釣り又	700	6, 100	
			うぐい	は擬餌釣り)			
		雑魚	うなぎ	置釣り 筒			
			こい ふな かじ	65 04 10 (4T 04 10)			
			カ	竿釣り (餌釣り)			
		ア幼児、小	学校児童及び中学校	生徒は、無料とする	00		
		イ 身体不自	由者及び75歳以上の	者は、半額とする。			
				斗を納付する場合は、			中学校生徒
				者を除き、500円を	加算した額		
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	漁料		あゆ	学釣り (友釣り)	円		岩手県内水
			やまめ いわな	学釣り (餌釣り又	22, 400	20, 100	面漁業協同
		全魚種	うぐい	は擬餌釣り)			組合連合会
			うなぎ	置釣り筒			事務所
			こい ふな かじ	^{さま} 竿釣り (餌釣り)			
			やまめ いわな	^{さお} 竿釣り(餌釣り又	15, 700	14, 000	
			うぐい	は擬餌釣り)			
		雑魚	うなぎ	置釣り 筒			
			こい ふな かじ	**************************************			
			カュ	学釣り(餌釣り)			
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				1
関する事項							
6 遊漁に際し守	久慈川漁業協同約	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
るべき事項							
7 漁場監視員に	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
関する事項							
8 違反者に対す	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
る措置に関する							
事項							
9 遊漁規則の施	平成25年9月1日						
行日							

1 漁業権者の名	名 称	岩洞湖漁業協同組合					
称及び住所	住 所	盛岡市玉山区藪川字外川288番地の 2					
2 漁業権の免許 番号	内共第20号						
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	期間				
の制限の範囲	等の制限	やまめ	挙	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	"	"	3月1日から6月30日まで		
		ひめます	"	"	1月1日から12月31日まで		
		いわな	"	"	3月1日から9月30日まで		
		うぐい	い " 1月1日から12月31				
		こい	"	"	"		
		ふな	"	"	JI .		
		わかさぎ	学釣り又は手釣り (餌釣り又は擬餌 釣り)	II	1月1日から12月31日まで(氷 上釣りの場合は、1月1日から 12月31日の期間内で組合が定め て公表する期間)		
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範					
		囲を制限することがある。					
	(2) 区域の制限	区域禁止期間					
		岩洞湖のえん堤の中心線から50メートルまでの湖の 地点を同えん堤と平行に結んだ線までの間の区域 し、)					
		岩洞湖の注水口に設置した禁漁区標柱ア点、浮標の イ点、ウ点、エ点及び標柱オ点を順次に結んだ線と 1月1日から12月31日まで 陸岸とによって囲まれた区域					
		岩洞湖の取水口に設置した禁漁区標柱ア点、イ点及 びウ点を順次に結んだ線と陸岸とによって囲まれた 区域					
	(3) 漁具・漁法 の制限	潜水、動力漁船、網及びやすによる採捕、薬品を用いる採捕並びに水中に電流を通じてする採捕は、禁止する。					
	(4) 全長の制限						
	. ,	やまめ(ひかりを含む。) 13センチメートル以下					
		さくらます 25センチメートル以下					
		ひめます 15センチメートル以下					
		いわな 13センチメートル以下					
		うぐい 10センチメートル以下					
		zv "					
	(5) その他	日没から日の出までの間、水産動物を採捕してはならない。					
4 遊漁料の額及	区分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券 年 券 納付場所		

びその納付の方	一般遊漁料		めよみ キノとま		Ш		組合事務所	
	一加又是在黑木子		やまめ さくらま	4.5	円			
法				挙釣り (餌釣り又	600	6,000	及び指定販	
		全魚種	わな うぐい こ	は擬餌釣り)			売所	
		主思性	いふな	さお				
			2 2 5 20	学 釣り又は手釣り				
			わかさぎ	(餌釣り又は擬餌				
		ア 幼児及び	 小学校児童は、無料	釣り)				
					北畑し十つ			
		イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒						
							甲字仪生徒	
_ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	45 - 1-1-16 NICH = 16)者を除き、600円を	加昇した額	とする。		
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則]の内容に同じ。					
関する事項								
6 遊漁に際し守	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。							
るべき事項	(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。							
	(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。							
	(4) 遊漁者は、湖底をかくはんしないこと。							
	(5) 遊漁者は、氷上わかさぎ遊漁の穴開けに際しては、専用ドリルを使用のうえ、穴の直径を15センチ							
	メートル以下とし、1平方メートル内に2箇所以上の穴開けはしないこと。							
	(6) 遊漁者は、漁場環境の保持に努めること。							
	(7) 遊漁者は、氷上わかさぎ遊漁に際して設置したテント及び暖房器具を設置日のうちに撤去すること							
	0							
	(8) 遊漁者は、氷上わかさぎ遊漁に際して、スノーモービル及び車両により岩洞湖に侵入しないこと。							
7 漁場監視員に	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							
関する事項								
8 違反者に対す	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							
る措置に関する								
事項								
9 遊漁規則の施								
行日	平成25年9月1日							
L	L							

1 漁業権者の名	名 称	松川淡水漁業協同組合						
称及び住所	住 所	八幡平市大更	八幡平市大更第35地割62番地					
2 漁業権の免許 番号	内共第21号							
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間			
の制限の範囲	等の制限	あゆ	友釣り	松川本支流の免許 区域	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	II	3月1日から9月30日まで			

		いわな	IJ	11		"			
		うぐい	"	11	1月1日だ	いら12月31	日まで		
		かじか	"	"	6月1日だ	いら9月30	日まで		
		組合は、水	産動物の繁殖保護ス	マは漁業調整上必要	と認める場	合は、各欄	欄に定める筆		
		囲を制限する	ことがある。						
	(2) 区域の制限		区域			禁止期間	İ		
		松川八幡平市	i柏台えん堤上流端の	の上流50メートルの					
		地点から同え	.ん堤下流端の下流5	50メートルの地点ま	1月1日だ	いら12月31	日まで		
		での間の区域	:						
		松川八幡平市	万松川砂防えん堤上	流端の上流200メー					
		トルの地点か	いら同えん堤下流端	の下流300メートル		"			
		の地点までの	間の区域						
	(3) 全長の制限	3	名 称		禁止に係る	全長			
		やまめ(ひか	りを含む。)	13センチメートル	以下				
		いわな			"				
		うぐい		10センチメートル					
	(4) その他	組合が濃密	放流して開設するに	- こじますの特設釣場	において遊	漁をしよう	うとする者に		
		、組合が別に	定めて公表した料金	を納付しなければな	ならない。				
4 遊漁料の額及	区分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所		
びその納付の方	(1) 一般遊漁料		あゆ	友釣り	円	円	組合事務所		
法		全魚種	やまめ いわな		1,000	6,000	及び指定則		
			うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り			売所		
		1.44 Ez.	やまめ いわな	하다 아니 사람 함께 아니 아니	800	4,000			
		雑魚	うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り					
		ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。							
		イ 中学校生	徒、身体不自由者及	なび70歳以上の者は、	半額とする	5.			
		ウ 上記の納	上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生						
		、身体不自	由者及び70歳以上の)者を除き、500円を	加算した額	とする。			
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所		
	漁料		あゆ	友釣り	円	円	岩手県内ス		
		全魚種	やまめ いわな	餌釣り 擬餌釣り	22, 400	20, 100	面漁業協同		
			うぐい かじか	F叶正子 2 1次F叶正子 2			組合連合		
		雑魚	やまめ いわな	餌釣り 擬餌釣り	15, 700	14, 000	事務所		
		木比八八	うぐい かじか	自中亚 3 分					
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同網	組合の遊漁規則	の内容に同じ。						
関する事項									
関する事項	人慈川漁業協同 (本語)	且合の遊漁規則	の内容に同じ。						
関する事項									
関する事項 6 遊漁に際し守									

8 違反者に対す	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
る措置に関する	
事項	
9 遊漁規則の施 行日	平成25年9月1日

行目									
1 漁業権者の名	名 称	雫石川漁業協	雫石川漁業協同組合						
称及び住所	住 所	岩手郡雫石町	寺の下49番地1						
2 漁業権の免許 番号	内共第22号								
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間				
の制限の範囲	等の制限			鹿妻穴口頭首工水					
		* A	+ 44 10	門から上流の雫石	7月1日以降で組合が定めて公				
		あゆ	友釣り	川本支流の免許区	表する日から11月30日まで				
				域					
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	"	3月1日から9月30日まで				
		さくらます	JJ	JJ	3月1日から6月30日まで				
		いわな	JJ	"	3月1日から9月30日まで				
		うぐい	II.	"	1月1日から12月31日まで				
			餌釣り						
		こい	使用する釣草は、	"	II.				
			3本以内						
		ふな	"	"	"				
		わかさぎ	餌釣り 擬餌釣り 使用する釣竿は、	,,	10月1日から翌年2月末日まで				
		47/11-6-6	2本以内	"	10月1日かり翌年2月末日よく				
		かじか	餌釣り 擬餌釣り	,,,	6月1日から9月30日まで				
		組合は、水		L スは漁業調整上必要。	Lと認める場合は、各欄に定める範				
		囲を制限する							
	(2) 区域の制限		区域		禁止期間				
		御所ダム堤体	この上流600メートル	から同堤体の下流					
		450メートル	までの間の区域(大	:繋沢のうち猿田橋	1月1日から12月31日まで				
		から上流の区	域を除く。)						
		鹿妻穴口頭首	 T工水門から上流100	メートルまでの間					
		の区域			II				
		葛根田川篠川	原頭首工から下流5	0メートルまでの間					
		の区域			II				
		葛根田川駒木	野頭首工から下流5	0メートルまでの間					
		の区域			JI				
		竜川日影えん	堤頭首工から下流6	0メートルまでの間					
		の区域			II				
1	ı	1			ı				

			砂防えん堤から下流	た50メートルまでの		JJ.	
		間の区域					
	(3) 漁具・漁法	ア 人工の種あゆを使用するあゆの友釣りは、禁止する。					
	の制限	イ船舶(無	動力船、ヨット及び	カヌーを含む。)に	よる採捕に	は、禁止する	る。
		ウ 橋の上か	らの採捕は、禁止す	· る。			
	(4) 全長の制限	3	名 称	į	禁止に係る	全長	
		やまめ(ひか	りを含む。)	15センチメートルじ	人下		
		いわな			"		
		うぐい		10センチメートルじ	大下		
		こい		15センチメートルじ	人下		
	(5) その他	次の区域に	おいて、3月1日か	nら9月30日までの	間、採捕し	たやまめ、	いわな、う
		ない。		としてはならず、採技	甫した場で	再放流した	ければなら
		矢筈橋から	葛根田第二発電所え I	· ·	T T		1
4 遊漁料の額及	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年 券	納付場所
びその納付の方	一般遊漁料	あゆ	あゆ	友釣り	円	円	組合事務所
法					1, 700		及び指定販
			あゆ	友釣り		10, 000	売所
			やまめ さくらま				
		全魚種	す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			
			い わかさぎ か				
			じか				
			こい ふな	餌釣り			
			やまめ さくらま		1,000	7,000	
			す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			
		雑魚	い わかさぎ か				
			じか				
			こい ふな	餌釣り			
		ア 幼児及び	小学校児童は、無料	とする。			
		イ 中学校生	徒、女性、身体不自	由者及び75歳以上の	者は、半額	巨とする。	
		ウ 上記の納	付場所以外で遊漁料	斗を納付する場合は、	日券の額	と同額を力	1算した額と
		する。					
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項							
6 遊漁に際し守	(1) 遊漁者は、遊	産漁承認証を携	帯し、漁場監視員か	ら要求されたときに	は、これを抜	是示するこ	と。
るべき事項	(2) 遊漁者は、流	魚場監視員の指	示に従うこと。				
	(3) 遊漁者は、木	目互に適当な距	離を保ち、漁業者及	なび他の遊漁者の迷惑	茶となる行為	為をしない	こと。
	(4) 遊漁承認証	は、破損等をし	た場合以外は、再発	き行しない。			
	(5) 目没から日の	D出までの間、	水産動物を採捕して	こはならない。			
7 漁場監視員に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				

関する事項	
8 違反者に対す	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
る措置に関する	
事項	
9 遊漁規則の施	平成25年9月1日
行日	一一次20年9月1日

1 漁業権者の名	名 称	雫石川東部漁	雫石川東部漁業協同組合						
称及び住所	住 所	盛岡市中太田	盛岡市中太田新田20番地46						
2 漁業権の免許 番号	内共第22号								
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間				
の制限の範囲	等の制限	を動り どぶ釣り 門から下流の雫石 がら掛け 川本支流の免許区		7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間					
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	II	3月1日から9月30日まで				
		さくらます	"	11	3月1日から6月30日まで				
		いわな	"	11	3月1日から9月30日まで				
		うなぎ	置釣り筒	"	1月1日から12月31日まで				
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	"	II				
		こい	IJ	II.	JJ				
		ふな	IJ	II.	JJ				
		かじか	餌釣り	II	6月1日から9月30日まで				
		ら午前7時 イ 組合は、	までとし、2尾以内	とする。	月31日までの期間は、午前5時か 要と認める場合は、各欄に定める				
	(2) 区域の制限		区域		禁止期間				
					1月1日から12月31日まで				
	(3) 漁具・漁法 の制限		りは、禁止する。						
	(4) 全長の制限	2	名 称	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	禁止に係る全長				
		やまめ(ひか	りを含む。)	13センチメートルじ	人下				
		さくらます		20センチメートルじ	人下				
		いわな		13センチメートルじ	人下				
		うなぎ		30センチメートルじ	大下				
		うぐい		10センチメートルじ	大下				

		201				"			
		ふな				"			
4 遊漁料の額及	区分	遊漁券区分	名 称	漁具	4・漁法	日券	年 券	納付場所	
びその納付の方法	(1) 一般遊漁料		あゆ	友釣りがら	どぶ釣り 掛け	円 1, 200		組合事務所 及び指定販	
			やまめ さくらま					売所	
		全魚種	す いわな うぐ	餌釣り	擬餌釣り				
			いこいふな						
			うなぎ	置釣り	筒				
			かじか	餌釣り					
			やまめ さくらま			700	4,000		
			す いわな うぐ	餌釣り	擬餌釣り				
		雑魚	いこいふな						
			うなぎ	置釣り	筒				
			かじか	餌釣り					
		ア幼児、小	学校児童、中学校生	上徒、身 [。]	体不自由者。	及び特別遊	漁承認証0)発行を受け	
		た75歳以上	の者は、無料とする	0					
		イ 上記の納	付場所以外で遊漁料	斗を納付'	する場合は、	、幼児、小	学校児童、	中学校生徒	
	、身体不自由者及び特別遊漁承認証の発行を受けた?						の者を除き	、全魚種0	
		場合にあっては800円を、雑魚の場合にあっては300円を加算した額とする。							
	(2) 県内共通道	遊漁券区分	名 称	漁具	し・漁法	個人	団 体	納付場所	
	漁料		あゆ	友釣り	どぶ釣り	円	円	岩手県内オ	
			W) 19	がら	卦け	22, 400	20, 100	面漁業協同	
			やまめ さくらま					組合連合会	
		全魚種	す いわな うぐ	餌釣り	擬餌釣り			事務所	
			い こい ふな						
			うなぎ	置釣り	筒				
			かじか	餌釣り				-	
			やまめ さくらま			15, 700	14, 000		
			す いわな うぐ	餌釣り	擬餌釣り				
		雑魚	いこいふな						
			うなぎ	置釣り	筒				
			かじか	餌釣り					
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同組	組合の遊漁規則	の内容に同じ。						
5 遊漁承認証に 関する事項	種市南漁業協同組	組合の遊漁規則	の内容に同じ。						
関する事項 6 遊漁に際し守									
関する事項 6 遊漁に際し守 るべき事項	久慈川漁業協同紀	組合の遊漁規則	の内容に同じ。						
関する事項 6 遊漁に際し守 るべき事項 7 漁場監視員に	久慈川漁業協同紀	組合の遊漁規則	の内容に同じ。						
関する事項 6 遊漁に際し守 るべき事項	久慈川漁業協同紀	組合の遊漁規則	の内容に同じ。						

る措置に関する	
事項	
9 遊漁規則の施 行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名	名 称	盛岡河川漁業	協同組合			
称及び住所	住 所	盛岡市川目第	9 地割168番地 1			
2 漁業権の免許 番号	内共第23号					
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間	
の制限の範囲	等の制限	あゆ	友釣り 擬餌釣り	簗川本支流の免許	7月1日以降で組合が定めて公	
		W) 19	(X 平) 7	区域	表する日から10月31日まで	
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り) II	3月1日から9月30日まで	
		さくらます	IJ	II.	3月1日から6月30日まで	
		いわな	IJ	JJ	3月1日から9月30日まで	
		うなぎ	置釣り	IJ.	7月1日から9月30日まで	
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り) JJ	3月1日から11月30日まで	
		かじか	11	n.	7月1日から9月30日まで	
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める				
		囲を制限することがある。				
	(2) 区域の制限		区域		禁止期間	
		簗川日蔭とめの上流50メートルの地点から同とめの			1月1日から12月31日まで	
		下流50メートルの地点までの区域				
		根田茂片貝橋下流端から宇曽沢とめの下流50メート				
		ルの地点まで	の区域。ただし、	II.		
		については、宇曽根とめから上流50メートルまでの			"	
		区域を除く。				
		川目上天滝橋上流端の上流160メートルの地点から			ı,	
		同地点の上流330メートルの地点までの区域			"	
	(3) 漁具・漁法	まき餌及び	あゆの餌釣りによ			
	の制限					
	(4) 全長の制限	2	名 称		禁止に係る全長	
		やまめ(ひか	りを含む。)	13センチメートル	以下	
		さくらます		20センチメートル」	以下	
		いわな		13センチメートル	以下	
		うなぎ		30センチメートル	以下	
		うぐい		10センチメートル」	以下	
		かじか		5センチメートル	以下 	
	(5) その他	組合が濃密	放流して開設する	にじますの特設釣場	において遊漁をしようとする者は	
		、組合が別に	定めて公表した料	金を納付しなければな	たらない。	

4 遊漁料の額及	区分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料		あゆ	友釣り 擬餌釣り	円		組合事務所
法			やまめ さくらま		1, 000		及び指定販
		全魚種	す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			売所
			いかじか				
			うなぎ	置釣り			
			やまめ さくらま		700	5, 000	
			す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			
		雑魚	いかじか				
			うなぎ	置釣り			
		ア 幼児及び	_ 小学校児童は、無料	・とする。	•		1
		イ 中学校生	徒、身体不自由者及	び75歳以上の者は、	半額とする	5 .	
		ウ 上記の納	付場所以外で遊漁料	4を納付する場合は、	、幼児、小	学校児童、	中学校生徒
		、身体不自	由者及び75歳以上の	者を除き、500円を	加算した額	とする。	
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	漁料		あゆ	友釣り 擬餌釣り	円	円	岩手県内水
			やまめ さくらま		22, 400	20, 100	面漁業協同
		全魚種	す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			組合連合会
			いかじか				事務所
			うなぎ	置釣り			
			やまめ さくらま		15, 700	14, 000	
		雑魚	す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			
		7,2710	いかじか				
			うなぎ	置釣り			
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項							
6 遊漁に際し守	人慈川漁業協同 ⁸	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
るべき事項	٠						
7 漁場監視員に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項	在上十次 W. 上 一 ,						
8 違反者に対す	種市南漁業協同総	A合の近漁規則	の内容に同じ。				
る措置に関する							
事項							
9 遊漁規則の施	平成25年9月1日						
行日							

1 漁業権者の名	名 称	稗貫川漁業協同組合
称及び住所 住 所		花巻市大迫町外川目第28地割76番地
2 漁業権の免許番号	内共第24号	

3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域		期間		
の制限の範囲	等の制限	J- , 1	+- > 10	稗貫川本支流の免	7月1日月	以降で組合	が定めて公	
		あゆ	友釣り	許区域	表する日か	ら11月30	日まで	
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	"	3月1日カ	いら9月30	日まで	
		さくらます	11	11	3月1日か	ら6月30	日まで	
		いわな	"	11	3月1日か	いら9月30	日まで	
		うなぎ	餌釣り	"	4月1日カ	いら11月30	日まで	
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	11	1月1日カ	いら12月31	日まで	
		こい	餌釣り	"		"		
		かじか	"	"	6月1日カ	ら9月30	日まで	
		組合は、水	産動物の繁殖保護ス	スは漁業調整上必要	と認める場	合は、各欄	側に定める範	
		囲を制限する	ことがある。					
	(2) 区域の制限		区域			禁止期間		
		花巻市大迫町	「外川目地内中居川と	:旭ノ又川との合流				
		点から旭ノヌ	火川上流の高洞取水・	留800メートルの地	1月1日カ	ら12月31	日まで	
		点までの間の	区域					
		花巻市大迫町	丁内川目地内早池峰:	ダム堤体の上流250				
		メートルの地	也点から同堤体の下:	流130メートルの地		"		
		点までの間の	区域					
	(3) 漁具・漁法	ア まき餌 (餌容器の使用を含む	。)による採捕は、	禁止する。			
	の制限	イ 次の区域	における擬似餌のう	ちルアーによる採捕	育は、禁止す	つ る。		
		花巻市大	:迫町内川目地内の耳	型池峰ダム堤体から.	上流の折壁	川と名目力	川との合流	
		点まで及び	上流の久出内川と稗	!貫川との合流点まて	での間の区域	ķ.		
	(4) 全長の制限	:	名 称	3	禁止に係る全長			
		やまめ(ひか	りを含む。)	13センチメートルレ	以下			
		いわな			II			
		うなぎ		30センチメートル以	以下			
		うぐい		10センチメートル以	以下			
		こい			"			
		かじか		5センチメートルリ	以下			
	(5) その他	組合が濃密	が放流して開設するま	らゆ、やまめ、さく	らます、い	わな、うな	ぱぎ、うぐい	
		、こい、かじ	か若しくはにじます	上の特設釣場又はあり	ゆ、やまめ	、さくらす	くす、いわな	
		、うなぎ、う	ぐい、こい、かじか	治さくはにじますの	のつかみど	り漁場にお	さいて遊漁を	
		しようとする	者は、組合が別に定	めて公表した料金を	納付しなり	ければなら	ない。	
4 遊漁料の額及	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所	
びその納付の方	(1) 一般遊漁料		あゆ	友釣り	円	円	組合事務所	
法			やまめ さくらま		1, 500	11,000	及び指定販	
		全魚種	す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			売所	
			うなぎ こい か	餌釣り				
1	I	I	1, 3, 5, 2, %	1. 1537	l l		ı l	

・				じか				
操魚 い				やまめ さくらま		1, 200	8,000	
大きな で				す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			
でか 超釣り でか 超釣り でか 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日			雑魚	V				
大学				うなぎ こい か				
イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。 (2) 県内共通遊漁料 遊漁券区分 名 称 漁具・漁法 個 人 団 体 納付場所 漁場 漁場・漁送・漁送・漁送・漁送・漁送・漁送・漁送・漁送・漁送・漁送・漁送・漁送・漁送・				じか	餌釣り			
ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。 (2) 県内共通遊 遊漁券区分 名 称 漁具・漁法 個 人 団 体 納付場所漁料			ア 幼児及び	_ 小学校児童は、無料	とする。			
大きり 大き			イ 中学校生	徒、身体不自由者及	び75歳以上の者は、	半額とする	5.	
(2) 県内共通遊 遊漁券区分 名 称 漁具・漁法 個 人 団 体 納付場所 漁料			ウ 上記の納	付場所以外で遊漁料	4を納付する場合は、	幼児、小	学校児童、	中学校生徒
漁科			、身体不自	由者及び75歳以上の	者を除き、日券の額	頁と同額を加	『算した額』	とする。
全魚種		(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
全魚種 すいわなうぐ 傾釣り 擬餌釣り 次 うなぎ こい か じか 一 やまめ さくらますいからく 雑魚 15,700 14,000 14,		漁料		あゆ	友釣り	円	円	岩手県内水
全魚種 い すなぎ こいか にか 郵務所 うなぎ こいか じか おまめ さくらま すいわなうぐ 餌釣り 擬餌釣り 擬餌釣り 挺餌釣り 上のり 上のり 上のり 上のり 上のり 上のり 上のり 上のり 上のり 上の				やまめ さくらま		22, 400	20, 100	面漁業協同
い				す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			組合連合会
でか (重約り			主思性	V				事務所
でか やまめ さくらま す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り 15,700 14,000 す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り 15,700 14,000 す いわな うぐ 餌釣り 擬餌釣り 15,700 14,000 15,700 15,700 14,000 15,700 14,000 15,700 14,000 15,700 14,000 15,700 15,700 14,000 15,700 14,000 15,700 14,000 15,700 14,000 15,700 15,700 14,000 15,700 14,000 15,700 14,000 15,700 14,000 15,700 14,000 15,700 14,000 15,700				うなぎ こい か	倉田 紀つ い			
本漁産 す いわな うぐ (餌釣り 擬餌釣り) 5 遊漁承認証に 関する事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 6 遊漁に際し守 るべき事項 久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 7 漁場監視員に 関する事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 8 違反者に対す を指置に関する事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 9 遊漁規則の施 平成25年9月1日 平成25年9月1日				じか	世中正り ウ			
推魚 い うなぎ こい か じか 餌釣り 5 遊漁承認証に関する事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 6 遊漁に際し守るべき事項 久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 7 漁場監視員に関する事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 8 違反者に対する事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 9 遊漁規則の施平成25年9月1日 平成25年9月1日				やまめ さくらま		15, 700	14, 000	
5 遊漁承認証に 関する事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 6 遊漁に際し守				す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り			
5 遊漁承認証に 関する事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 6 遊漁に際し守			雑魚	V				
5 遊漁承認証に 関する事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 6 遊漁に際し守 るべき事項 久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 7 漁場監視員に 関する事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 8 違反者に対す る措置に関する 事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 9 遊漁規則の施 平成25年9月1日 平成25年9月1日				うなぎ こい か	信 公 N			
関する事項 久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 6 遊漁に際し守る**事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 7 漁場監視員に関する事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 8 違反者に対する事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 9 遊漁規則の施平成25年9月1日 平成25年9月1日				じか	日中正子グ			
6 遊漁に際し守 るべき事項 久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 7 漁場監視員に 関する事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 8 違反者に対す る措置に関する 事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 9 遊漁規則の施 平成25年9月1日 平成25年9月1日	5 遊漁承認証に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
るべき事項 7 漁場監視員に 関する事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 8 違反者に対す る措置に関する 事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 9 遊漁規則の施 平成25年9月1日 平成25年9月1日	関する事項							
7 漁場監視員に関する事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 8 違反者に対する事項 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 9 遊漁規則の施平成25年9月1日 平成25年9月1日	6 遊漁に際し守	久慈川漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項 8 違反者に対す 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 る措置に関する 事項 9 遊漁規則の施 平成25年9月1日	るべき事項							
8 違反者に対す 種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。 る措置に関する事項 事項 9 遊漁規則の施平成25年9月1日 平成25年9月1日	7 漁場監視員に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
る措置に関する 事項 9 遊漁規則の施 平成25年9月1日	関する事項							
事項 9 遊漁規則の施 平成25年9月1日	8 違反者に対す	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
9 遊漁規則の施 平成25年9月1日	る措置に関する							
平成25年9月1日	事項							
行日	9 遊漁規則の施	平成25年9月1日						
	行日	1,220 0,11 H						

	1 漁業権者の名	名 称	上猿ヶ石川漁	業協同組合		
	称及び住所	住 所	遠野市早瀬町	二丁目4番21号		
	2 漁業権の免許 番号	内共第25号				
Ī	3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間
	の制限の範囲	等の制限	あゆ	友釣り	遠野市宮守町下鱒	7月1日以降で組合が定めて公

		!				沢26地割旧発電用	表する日か	ら11月30	日まで		
		ļ				水取水口えん堤か					
		ļ				ら上流の猿ヶ石川					
		!				本支流の免許区域					
		!		がら掛け	ţ	"	8月1日カ	ら11月30	日まで		
		!	やまめ	餌釣り	擬餌釣り	"	3月1日カ	ら9月30	日まで		
		!	さくらます		IJ	"	3月1日カ	ら6月30	日まで		
		ļ	いわな		IJ.	II.	3月1日カ	ら9月30	日まで		
		!	うなぎ	置釣り	餌釣り	II	3月1日カ	ら12月31	日まで		
			うぐい	餌釣り	擬餌釣り	II	1月1日カ	ら12月31	日まで		
		!	こい	餌釣り		II.		IJ			
		!	ふな		JJ	IJ		"			
		ļ	わかさぎ	餌釣り	擬餌釣り	IJ	12月1日カ	いら翌年2	月末日まで		
		!	かじか	餌釣り	やす	IJ	6月1日カ	ら9月30	日まで		
		!	組合は、水	 産動物の)繁殖保護ス	 	と認める場	合は、各欄	欄に定める範		
		!	囲を制限する	ことがあ	る。						
	(2)	区域の制限			区域			禁止期間			
		!	琴畑川と広股	川との合	流点から」	上流の琴畑川の区域		> :0 E 01	- 1 -		
		!	(山落場沢)				1月1日カ	4612月31	日まで		
		!	遠野市九重沢	地内の遠	- 野第2ダム	えん堤の下流端か					
		!	ら同えん堤の	下流130	メートルの	地点までの間の区		"			
			域								
	(3)	漁具・漁法	次の区域に	次の区域において、3月1日から11月30日までの期間は、がら掛けによる採捕を禁							
	の作	制限	止する。								
			早瀬川自転	車道橋上	流端から初	音橋下流端までの区	域				
	(4)	全長の制限	2	名 称		<u> </u>	禁止に係る	全長			
Í		!	やまめ(ひか	りを含む	,)	13センチメートルじ	厂				
	ļ	!	いわな				"				
		-	うなぎ 30センチメートル以下								
		}	うなぎ			30センチメートルじ	<u>۸</u> ۲	10センチメートル以下			
			うなぎ うぐい				•				
							•				
			うぐい				大下 "				
	(5)	その他	うぐい こい かじか	放流して	開設するあ	10センチメートルじ	人下 ル下 ル下	特設釣場又	てはあゆ、や		
	(5)	その他	うぐい こい かじか 組合が濃密			10センチメートルじ	人下 " 人下 よいわなの				
	(5)	その他	うぐい こい かじか 組合が濃密 まめ若しくは	いわなの	つかみどり	10センチメートルじ 5センチメートルじ oゆ、やまめ若しく/	人下 " 人下 よいわなの				
4 遊漁料の額及		その他 区 分	うぐい こい かじか 組合が濃密 まめ若しくは	いわなの た料金を I	つかみどり	10センチメートルじ 5センチメートルじ oゆ、やまめ若しくん)漁場において遊漁	人下 " 人下 よいわなの				
4 遊漁料の額及 びその納付の方		区分	うぐい こい かじか 組合が濃密 まめ若しくは 定めて公表し	いわなの た料金を I)つかみどり	10センチメートルじ 5センチメートルじ かゆ、やまめ若しくん 漁場において遊漁さればならない。	人下 パ 人下 はいわなの をしようと	する者は、 年 券	組合が別に		

					•
	さぎ				
	うなぎ	置釣り	餌釣り		
	うぐい	餌釣り	擬餌釣り		
) \ \ \ \	やす			
	こい ふな	餌釣り			
	かじか	餌釣り	やす		
	やまめ さくらま			1,000	6,000
	す いわな わか	餌釣り	擬餌釣り		
	さぎ				
雑魚	うなぎ	置釣り	餌釣り		
推	うぐい	餌釣り	擬餌釣り		
) \ v ·	やす			
	こい ふな	餌釣り			
	かじか	餌釣り	やす		

- ア 幼児、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及び遠野市の区域内に現に居住す る住宅を所有する75歳以上の者は、無料とする。
- イ 身体不自由者及び遠野市以外の区域に現に居住する住宅を所有する75歳以上の者 は、半額とする。
- ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒 、高等学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算し た額とする。

(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名 称	漁具	· 漁法	個 人	団体	納付場所
漁料		あゆ	友釣り		円	円	岩手県内水
		やまめ さくらま			22, 400	20, 100	面漁業協同
		す いわな わか	餌釣り	擬餌釣り			組合連合会
		さぎ					事務所
	全魚種	うなぎ	置釣り	餌釣り			
		うぐい	餌釣り	擬餌釣り			
) \ \ \ .	やす				
		こい ふな	餌釣り				
		かじか	餌釣り	やす			
		やまめ さくらま			15, 700	14,000	
		す いわな わか	餌釣り	擬餌釣り			
		さぎ					
	雑魚	うなぎ	置釣り	餌釣り			
	木正八八	うぐい	餌釣り	擬餌釣り			
) \ v ·	やす				
		こい ふな	餌釣り				
		かじか	餌釣り	やす			

関する事項	
6 遊漁に際し守	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
るべき事項	
7 漁場監視員に	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
関する事項	
8 違反者に対す	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
る措置に関する	
事項	
9 遊漁規則の施	W-0.5.T. 0 B 1 B
行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名	名 称	猿ヶ石川漁業	协同组合			
称及び住所	住所	花巻市東和町				
	生別	化仓川宋和町	女依00	00街地		
2 漁業権の免許番号	内共第25号					
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁	の方法	区域	期間
の制限の範囲	等の制限				遠野市宮守町下鱒	
					沢26地割旧発電用	 7月1日以降で組合が定めて公
		あゆ	友釣り	がら掛け	水取水口えん堤か	表する日から11月30日まで
					ら下流の猿ヶ石川	X y る日かり11月50日よく
					本支流の免許区域	
		やまめ	餌釣り	擬餌釣り	II.	3月1日から9月30日まで
		さくらます		JJ	II	3月1日から6月30日まで
		いわな		"	II.	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	餌釣り	置釣り	II.	1月1日から12月31日まで
		うぐい	餌釣り	擬餌釣り	"	II .
		こい		"	II.	II .
		ふな		II	II.	11
		わかさぎ		II	II	II.
		かじか		"	II.	6月1日から9月30日まで
		ア がら掛け	によるあ	ゆの採捕に	は、解禁の日から7	月31日までの期間は、日の出から
		午前7時ま	でとし、	2尾以内と	する。	
		イ 組合は、	水産動物	の繁殖保護	護又は漁業調整上必	要と認める場合は、各欄に定める
		範囲を制限	すること	がある。		
	(2) 区域の制限			区域		禁止期間
		14 上本軍 未町	一地内の町	生态電話日	引水路えん堤上流端	1月1日から12月31日まで(9
					えん堤下流端の下	月10日から10月10日までの間の
		流100メート/				あゆの友釣り又はがら掛けによ
		AIRTOON PY	- ∨ノメ凸 点 3	k (v⊅[H]v⊅[二 <i>/以</i>	る採捕を除く。)
		花巻市東和町	·晴山地内	_ のかぶら月	引水えん堤上流端の	11

	(3) 全長の制限	100メートルの 田瀬ダムえん 堤下流400メー	名称	或	が 1月1日7 禁止に係る レ以下 ル以下 レ以下	から12月31 全長	日まで
4 遊漁料の額及	区分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
びその納付の方	(1) 一般遊漁料		あゆ	友釣り がら掛け	ナー円	円	組合事務所
法		全魚種	やまめ さくらま す いわな うぐ い こい ふな わかさぎ かじか	餌釣り 擬餌釣り	1, 300	9,000	及び指定販売所
			うなぎ	餌釣り 置釣り			
		雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ い こい ふな わかさぎ かじか	餌釣り 擬餌釣り	900	6, 500	
			うなぎ	餌釣り 置釣り			
		イ 中学校生ウ 上記の納	小学校児童は、無料 徒、身体不自由者及 付場所以外で遊漁* 由者及び75歳以上の	び75歳以上の者は 斗を納付する場合に	は、幼児、小	学校児童、	中学校生徒
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	漁料	全魚種	あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ い こい ふな わかさぎ (氷上釣 りを除く。) か じか	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	円 22, 400		岩手県内水 面漁業協同 組合連合会 事務所
			うなぎ	餌釣り 置釣り			
		雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ い こい ふな わかさぎ (氷上釣	餌釣り 擬餌釣り	15, 700	14, 000	

			りを除く。) か				
			じか				
			うなぎ	餌釣り	置釣り		
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同組	且合の遊漁規則]の内容に同じ。				
関する事項							
6 遊漁に際し守	久慈川漁業協同組	且合の遊漁規則]の内容に同じ。				
るべき事項							
7 漁場監視員に	種市南漁業協同組	且合の遊漁規則]の内容に同じ。				
関する事項							
8 違反者に対す	種市南漁業協同組	且合の遊漁規則]の内容に同じ。				
る措置に関する							
事項							
9 遊漁規則の施	平成25年9月1日					 	
行日	十八八20十9月1日						

1 漁業権者の名	名 称	豊沢川漁業協	同組合		
称及び住所	住 所	花巻市上町13	番28号		
2 漁業権の免許	内共第26号				
番号	F1 X 91207				
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間
の制限の範囲	等の制限	あゆ	友釣り がら掛け	豊沢川本支流の免	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期
		<i>W</i> , <i>W</i>	X = 1 / X + 9 14 ()	許区域	間
		やまめ	挙釣り (餌釣り又 は擬餌釣り)	II	3月1日から9月30日まで
		さくらます	IJ	II	3月1日から6月30日まで
		いわな	"	IJ	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	置釣り 筒 穴釣 り	n	1月1日から12月31日まで
		うぐい	整約り(餌釣り又 は擬餌釣り)	"	"
		こい	^{きお} 竿釣り(餌釣り)	IJ	IJ
		ふな	"	II.	II .
		ア がら掛け	によるあゆの採捕に	は、解禁の日から8	月19日までの期間は、午前5時か
		ら午前8時	までとする。		
		イ 組合は、	水産動物の繁殖保護	護又は漁業調整上必	要と認める場合は、各欄に定める
		範囲を制限	することがある。		
	(2) 区域の制限		区域		禁止期間
		豊沢ダムえん間の区域	堤上流端から下流	100メートルまでの	1月1日から12月31日まで
1	I	l			

		志戸平新田え	ん堤上流端から下	 流100メートルまで			
		の間の区域				"	
		中島橋下流30	00メートルの砂止め	うえん堤上流端から	1月1日7	から12月31	日まで(友
		下流10メート	ルまでの間の区域		釣りによる	るあゆの採	捕を除く。
			えん堤上流端からつ	下流10メートルまで	,	IJ	
		の間の区域	TATE 1 1 2 DT				
			ートルまでの間の区	沙止めえん堤上流端 - tet		"	
				たん灰上伽姉かり下		"	
			までの間の区域 30メートルの砂止&	いき 月 担 し 本地 ふき			
		2 2 114 7 174	ルまでの間の区域)えん 矩上 侃 畑 かり		"	
			ルまでの側の区域 00メートルの砂止め	いき)担 し体拠 かさ			
			ルまでの間の区域	ノスル 堀上 伽 畑 がり		"	
				 O砂止めえん堤上流			
			メートルまでの間の	., ,		"	
				<u> </u>			
		流10メートル	までの間の区域			"	
	(3) 漁具・漁法	豊沢橋から	下流の区域及び太田	田橋(熊野橋)から.	L 上流の区域	におけるま)ゆの採捕解
	の制限	禁日から8月	19日までの期間は、	がら掛けによるあり	ゆの採捕は、	禁止する。	
	(4) 全長の制限	:	 名 称	3	禁止に係る	 全長	
		やまめ(ひか	りを含む。)	13センチメートルリ	 以下		
		いわな			IJ		
		うなぎ		30センチメートルレ	以下		
		うぐい		10センチメートル以	以下		
		こい			IJ		
		ふな			IJ		
	(5) その他	組合が濃密	が放流して開設する。	やまめ若しくはいわ	なの特設釣	場又はやま	ミめ若しくは
		いわなのつか	みどり漁場において	て遊漁をしようとす	る者は、組	合が別に気	ご めて公表し
		た料金を納付	しなければならない	\ °			
4 遊漁料の額及	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日券	年 券	納付場所
びその納付の方	(1) 一般遊漁料		あゆ	友釣り	円	円	組合事務所
法		Atter	やまめ さくらま す いわな うぐ	*** 竿釣り(餌釣り又 は擬餌釣り)	1, 500	7,000	及び指定販 売所
		全魚種	うなぎ	置釣り 筒 穴釣			
			こい。ふな	学釣り(餌釣り)			
		雑魚	やまめ さくらま		800	4,000	
	I	1	I	1	ı l		1

			うなぎ	置釣り 筒 穴釣			
	!		こい。ふな	学釣り (餌釣り)			
	!	あゆがら掛		がら掛け	1, 500	4,000	
		け ア 幼児及び	 	[レナス			
	!			て 9 る。 なび75歳以上の者は、	半額レする		
	!	ウ 上記の納	内付場所以外で遊漁料	料を納付する場合は、 対を除き、日券の額	幼児、小	学校児童、	
	(2) 県内共通遊		名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	漁料		あゆ	友釣り	円	円	岩手県内水
		A 7: 05	やまめ さくらます いわな うぐ	学会り (餌会り▽			面漁業協同組合連合会
		全魚種	うなぎ	置釣り 筒 穴釣			事務所
			こい ふな	学釣り (餌釣り)			
			やまめ さくらま す いわな うぐ い	笠分り (餌分り▽	15, 700	14, 000	
		雑魚	うなぎ	置釣り 筒 穴釣り			
			こい ふな	^{さま} 竿釣り(餌釣り)			
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同総	 且合の遊漁規則	—— 川の内容に同じ。				
関する事項	<u> </u>						
				いら要求されたときは	は、これを抗	是示するこ	٤.
るべき事項	(2) 遊漁者は、漁			ひで他の遊漁者の迷惑	きしわえ行う	4 +-1 +al.	∽ 1.
	(4) 遊漁者は、川			COMUV)対保有いた心	%⊂4の11≈	うど レ仏 V …	
	(5) 遊漁者は、漁						
				いる区域において遊漁	あたないこ	- _}	
7 漁場監視員に		•			11 6 0 0	0	
1000 ATT 1000 A .	TETATIA IMANAMAT AND	II II VAZIMVADA	1.51 150 (-1.4 0.9				
関する事項	+	日今の滋海増則	 川の内容に同じ。	-			
関する事項 8 違反者に対す る措置に関する 事項							

1 漁業権者の名	名 称	西和賀淡水漁	業協同組合						
称及び住所	住 所	和賀郡西和賀	町川尻40地割73番地	111					
2 漁業権の免許 番号	内共第27号								
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域		期間			
の制限の範囲	等の制限		友釣り 餌釣り	川尻橋から上流の	7月1日から10月31日まで				
			友釣り 餌釣り 擬餌釣り	和賀川本支流の免	間内で組合	合が定めて	公表する期		
		あゆ	19年1年 正グラ	許区域	間				
		<i>W</i>) V <i>Y</i>		分訳橋から下流の	9月10日左	9月10日から10月31日までの期			
			がら掛け	和賀川本流の免許	間内で組合	合が定めて	公表する期		
				区域	間				
				川尻橋から上流の					
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	和賀川本支流の免	3月1日カ	ら9月30日	日まで		
				許区域					
		いわな	"	JJ		IJ			
		うぐい	II.	JJ	1月1日カ	ら12月31	目まで		
		かじか	IJ	IJ	6月1日カ	ら9月30日	目まで		
		組合は、水	産動物の繁殖保護ス	スは漁業調整上必要	と認める場	合は、各欄	間に定める範		
		囲を制限する	ことがある。	T					
	(2) 全長の制限		名称	3	禁止に係る	全長			
		やまめ		13センチメートルじ	以下				
		いわな		II .					
		うぐい	T		"				
4 遊漁料の額及	区分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日券	年 券	納付場所		
びその納付の方	(1) 一般遊漁料			友釣り 餌釣り	円		組合事務所		
法		あゆ	あゆ	擬餌釣り がら掛	1,000	7,000	及び指定販		
				け			売所		
		雑魚	やまめ いわな	餌釣り 擬餌釣り	600	3, 500			
			うぐい かじか						
			小学校児童は、無料						
				び75歳以上の者は、			. 1. 37.14-11. 71-		
				斗を納付する場合は、 スキのキュロギョギ					
	(0) 旧中北泽牧			者を除き、日券の額					
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個人	団体	納付場所		
	漁料		あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	円 22 400		岩手県内水		
		全魚種	やまめ いわな	3対比中立プリ	22, 400	40, 100	面漁業協同 組合連合会		
			うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り			事務所		
			やまめ いわな		15, 700	14, 000	→ 「1刀1기		
		雑魚	うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	10, 100	14,000			
1			J N V MILMI						

5 遊漁承認証に	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
関する事項	
6 遊漁に際し守	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
るべき事項	
7 漁場監視員に	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
関する事項	
8 違反者に対す	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
る措置に関する	
事項	
9 遊漁規則の施	平成25年9月1日
行目	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

1 漁業権者の名	名 称	和賀川淡水漁	 業協同組合		
称及び住所	住 所	北上市芳町1	番1号		
2 漁業権の免許 番号	内共第28号				
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間
の制限の範囲	等の制限	あゆ	^薬 動り(友釣り) 使用する釣 ^薬 は、 1本	湯田ダムえん堤か ら下流の和賀川本 支流の免許区域	7月1日から12月31日の期間内 で組合が定めて公表する期間
		やまめ	挙釣り(餌釣り又 は擬餌釣り) 使用する釣竿は、 1本	II	3月1日から9月30日まで
		さくらます	"	"	3月1日から6月30日まで
		いわな	"	"	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	学釣り又は手釣り(餌釣り) 置釣りり筒使用する釣竿は1本、筒は20本以内	n	6月1日から11月30日まで
		うぐい	華釣り(餌釣り又 は擬餌釣り) 使用する釣 ^葉 は、 1本	11	1月1日から12月31日まで
		カゝじか	やす 使用するやすは、 1本	II	6月1日から11月30日まで
		組合は、水囲を制限する		(は漁業調整上必要	と認める場合は、各欄に定める範
	(2) 区域の制限		区域		禁止期間

				ノ堤下流端から下流: たっぱい	200メートルまでの	1月	1 目え	j>61	2月31	日まで
		ļ	区域			<u> </u>				
				たん堤下流端から下流	売200メートルまで				<i>]]</i>	
			の区域							
				が又川の全ての支流					IJ	
		ļ		女水口上流端から下:	売100メートルまで				<i>]]</i>	
			の区域							
				ノ堤下流端から下流: 2	200メートルまでの				<i>]]</i>	
			区域							
				[端からやな場施設]	:流端までの右岸の	4月	1 目え	ر 16دن	1月30	日まで
	<u> </u>		区域							
	(3) の制	漁具・漁法 限	まき餌(餌	まき餌(餌容器の使用を含む。)及び潜水による技					٥٠	
	(4)	全長の制限	-	名 称	大	禁止に	係る	全長		
			やまめ		15センチメートルじ	大下				
		ļ	いわな	·			"			
			うなぎ		30センチメートル以下					
4 遊漁料の額及	[2	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日	券	年	券	納付場所
びその納付の方	(1)	一般遊漁料		あゆ	^{まま} 竿釣り(友釣り)		円		円	組合事務所
法				やまめ さくらま	State of the Carter to T	1,	500		8, 500	及び指定販
				す いわな うぐ	挙釣り(餌釣り又 は擬餌釣り)					売所
		ļ	全魚種	<i>V</i> \						
					挙釣り又は手釣り					
				うなぎ	(餌釣り) 置釣					
				かじか	り筒やす					
				やまめ さくらま	~ 9	1	000	<u> </u>	5,000	-
				す いわな うぐ	挙 釣り(餌釣り又	1,	UUU		5, 000	
		ļ		9 (14)/2 9	は擬餌釣り)					
			雑魚	V ·	*** 学釣り又は手釣り					
				うなぎ	(餌釣り) 置釣					
		ļ			り筒					
				かじか	やす					
		ļ	ア 幼児、小	学校児童、中学校生	上徒並びに北上市及び	び花巻	市横	志田	の区域	
			住する住宅	を所有する身体不自	由者又は75歳以上の)者は、	無米	斗とす	する。	
			イ 北上市及	び花巻市横志田以夕	トの区域に現に居住っ	する住	宅を	所有	する身	才体不自由者
			又は75歳以	上の者は、半額とす	·る。					
		ļ	ウ 上記の納	1付場所以外で遊漁*	斗を納付する場合は、	. 幼児	、小	学校	児童、	中学校生徒
				由者及び75歳以上の	者を除き、日券の額	ほと同客	頁を力	』算し	った額	とする。
	(2) 県内共通遊		游漁券区分	名 称	漁具・漁法	個	人	団	体	納付場所
	(2)	N/11/7/2012年	1 121111175 11176	1	I .	1				

			やまめ さくらま す いわな うぐ い うなぎ かじか	華釣り(餌釣り又は擬餌釣り) 華釣り又は手釣り (餌釣り) 置釣り り 筒	22, 400	20, 100	面漁業協同 組合連合会 事務所		
		雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ い うなぎ	学釣り(餌釣り又は擬餌釣り) 学釣り又は手釣り (餌釣り) 置釣り	15, 700	14, 000			
			かじか	やす					
5 遊漁承認証に 関する事項	種市南漁業協同約	且合の遊漁規則	の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守	久慈川漁業協同総	且合の遊漁規則	 の内容に同じ。						
るべき事項									
7 漁場監視員に 関する事項	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。						
8 違反者に対す る措置に関する 事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。								
9 遊漁規則の施 行日	平成25年9月1日								

1 漁業権者の名	名 称	胆江河川漁業	協同組合		
称及び住所	住 所	奥州市水沢区	宮下町24番地		
2 漁業権の免許 番号	内共第29号 内共第	第30号 内共第	31号 内共第32号		
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間
の制限の範囲	等の制限		友釣り 餌釣り	胆沢川及び衣川の	7月1日から12月31日までの期
		あゆ	擬餌釣り	本支流の免許区域	間内で組合が定めて公表する期
			19年中亚リリ	本文 加 の光計区域	間
				胆沢川、広瀬川、	
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	人首川及び衣川の	3月1日から9月30日まで
				本支流の免許区域	
		さくらます	"	JJ	3月1日から6月30日まで
		いわな	.,	胆沢川及び衣川の	20104600000
	(2)		"	本支流の免許区域	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	餌釣り(置針を除	胆沢川、広瀬川及	1月1日から12月31日まで

		ļ		く。) 擬餌釣り	び人首川の本支流の免許区域				
	1	ļ			胆沢川、広瀬川、				
	1	ļ	うぐい	餌釣り 擬餌釣り			IJ		
	1	ļ		日十年 リノ シベド・・・	本支流の免許区域				
	1	ļ			広瀬川、人首川及				
	1	ļ	こい	"	び衣川の本支流の		IJ		
	1	ļ			免許区域				
		,	カゝじカゝ	n,	胆沢川本支流の免 許区域	6月1日か	ら9月30	日まで	
	1	ļ	組合は、水	 企動物の繁殖保護	TI	L レ認める場 [、]	<u></u> 合は、各様	量に定める範	
	1	ļ	囲を制限する		₹ (\$1/m≥ K β9111-1	□ 即止マン セ ∞	□ 10 \ □	利(〜人_ ・ ノ 〜 , _	
ŀ	(2)		E1 C 1171.	区 域			禁止期間	1	
		ŀ	奥州市胆沢区		第二発電所えん堤上			, 	
	1				の下流100メートル	1月1日か	ら12月31	日まで	
	1		までの間の区						
	1	ļ	奥州市胆沢区		首工えん堤上流端の				
	1	ļ	上流40メート	・ルの地点から同えん	ん堤下流端の下流60		"		
	1	ļ	メートルの地	2点までの間の区域		_			
	1	ļ	奥州市胆沢区	若柳地内胆沢ダムは	是体から同堤体下流		JJ.		
			端の下流1,00	00メートルまでの間の	の区域				
	(3) の制	漁具・漁法 制限	まき餌(魚卵及び餌容器の使用を含む。)による採捕は、禁止する。						
ļ	(4)	全長の制限	:	名 称	オラ	禁止に係る金	 全長		
	1	ļ	やまめ(ひか		13センチメートルじ	大下			
	1	ſ	いわな		n				
	1	ſ	うなぎ		30センチメートル以下				
	1	ſ	うぐい		10センチメートルじ	以下			
		1	こい		15センチメートルじ	大下			
		1	かじか		5センチメートルじ	大下			
ļ	(5)	その他	組合が濃密	- ₹放流して開設するゞ	やまめ若しくはいわか	なの特設釣り	 場又はやす	よめ若しくは	
		1	いわなのつか	ゝみどり漁場におい [~]	て遊漁をしようとする	る者は、組つ	合が別に気	どめて公表し	
	l		た料金を納付	しなければならなv	١,				
遊漁料の額及		区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所	
びその納付の方	(1)	一般遊漁料		あゆ	友釣り 餌釣り	円	円	組合事務所	
法		1	1	۵۶۰۶	擬餌釣り	1, 200	8, 400	及び指定販	
I		1	全魚種	やまめ さくらま				売所	
1	1	,	エハバーエ	す いわな うぐ	餌釣り 擬餌釣り				
		ı		1	l	1		1	
	1	ļ		い こい かじか					

			やまめ さくらま	<.)	擬餌釣り	800	6,000			
			すいわなうぐ	餌約り	擬餌釣り		0,000			
		雑魚	いこいかじか	127	DCF-12-4-7					
			うなぎ	餌釣り く。)	(置針を除 擬餌釣り					
		ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。								
		イ 中学校生	イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、日券に限り半額とする。							
		ウ 上記の納	付場所以外で遊漁料	斗を納付'	する場合は、	幼児、小	学校児童、	中学校生徒		
		、身体不自	由者及び75歳以上の	者を除き	き、日券の額	長同額を加	1算した額。	とする。		
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名 称	漁具	・漁法	個 人	団 体	納付場所		
	漁料		あゆ		餌釣り	円	円	岩手県内水		
				擬餌釣	<i>b</i>	22, 400	20, 100	面漁業協同		
			やまめ さくらま					組合連合会		
		全魚種	す いわな うぐ	餌釣り	擬餌釣り			事務所		
			い こい かじか		/ / · · · · ·					
			うなぎ		置針を除					
			めナル ナノとナ	⟨∘)	擬餌釣り	15 700	14 000			
		雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ	御分り	擬餌釣り	15, 700	14, 000			
			い こい かじか	目中立リソ	19年日本リリ					
		个压 /代	V CV 37037	餌釣り	(置針を除					
			うなぎ	く。)	擬餌釣り					
	種市南漁業協同総	L A合の遊漁規則	<u> </u> の内容に同じ。	l				<u> </u>		
関する事項										
6 遊漁に際し守	久慈川漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。							
るべき事項										
7 漁場監視員に	種市南漁業協同総	H合の遊漁規則	の内容に同じ。							
関する事項										
8 違反者に対す	種市南漁業協同総	<u></u> 且合の遊漁規則	 の内容に同じ。							
る措置に関する										
事項										
9 遊漁規則の施	平成25年9月1日									

1 漁業権者の名	名 称	名 称 磐井川上流漁業協同組合									
称及び住所	住 所	住 所 一関市厳美町字横森28番地									
2 漁業権の免許 番号	内共第33号										
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称 遊漁の方法 区 域 期 間									

の制限の範囲	等の制限	やまめ	挙 幹釣り(餌釣り又 は擬餌釣り)	磐井川本支流の免 許区域	3月1日から9月30日まで		日まで
		いわな	リ	II 区域		"	
		うぐい	"	"	1月1日から12月31日まで		日まで
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は					
		囲を制限する		(14.6.宋明正工心安)		D (3) D (1)	りてている。
	(2) 全長の制限		 名 称	2	禁止に係る	全長	
		やまめ(ひか		13センチメートル以			
		いわな	, 6130,		"		
		うぐい		10センチメートル以	 以下		
4 遊漁料の額及	区分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日券	年 券	納付場所
びその納付の方	一般遊漁料			さ む	円	円	組合事務所
法		全魚種	やまめ いわな	学 釣り(餌釣り又	1,000	5,000	及び指定販
			うぐい	は擬餌釣り)			売所
		ア幼児及び	小学校児童は、無料	・とする。			
		イ 中学校生	徒、身体不自由者及	び75歳以上の者は、	半額とする	5 .	
		ウ 上記の納	付場所以外で遊漁料	4を納付する場合は、	幼児、小	学校児童、	中学校生徒
		、身体不自	由者及び75歳以上の	者を除き、1,000円	を加算した	額とする。	
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項							
6 遊漁に際し守	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
るべき事項							
7 漁場監視員に	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
関する事項							
8 違反者に対す	種市南漁業協同総	且合の遊漁規則	の内容に同じ。				
る措置に関する							
事項							
9 遊漁規則の施 行日	平成25年9月1日						

1 漁業権者の名	名 称	砂鉄川漁業協	鉄川漁業協同組合							
称及び住所	住 所	一関市大東町	摺沢字但馬崎66番地	1						
2 漁業権の免許 番号	内共第34号									
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域	期間					
の制限の範囲	等の制限	をの制限 あゆ 友釣り		砂鉄川本支流の免 許区域	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間					
		やまめ	学釣り(餌釣り又 は擬餌釣り)	11	3月1日から9月30日まで					

	ī			1		ı				
			さくらます	"	"	3月1日か	いら6月30	目まで		
			いわな	"	11	3月1日カ	いら9月30日	日まで		
			うなぎ	手釣り (餌釣り)	"	3月1日か	いら11月30	日まで		
			うぐい	挙釣り(餌釣り又 は擬似釣り)	IJ	1月1日カ	いら12月31	日まで		
			こい	"	"		"			
			かじか	"	"	6月1日カ	いら9月30日	日まで		
			もくずがに	手釣り (餌釣り)	"	7月1日カ	いら12月31	日まで		
			ア がら掛け	によるあゆの採捕に	は、解禁の日から7	月31日まで	の期間は、	午前5時か		
			ら午前7時	までとし、2尾以内	とする。					
			イ 組合は、	水産動物の繁殖保護	要と認める	場合は、各	欄に定める			
			範囲を制限	竜囲を制限することがある。						
	(2)	区域の制限		区域			禁止期間			
			一盟古七甫町	摺沢地内の小沼発電	宮田水販水口ラム提	1月1日7	から12月31	目まで (9		
				100メートルの地点		月10日から	ら10月10日	までの間の		
				ノートルの地点までの		あゆの友針	的り又はが	ら掛けによ		
			All 12 Marco	177 37E/Mod C1		る採捕を際	余く。)			
		漁具・漁法 制限	まき餌(餌)	容器の使用を含む。)及び潜水による採	軽捕は、禁止	とする。			
	(4)	全長の制限	2	名 称	7	禁止に係る	全長			
			やまめ(ひか	りを含む。)	13センチメートル以下					
			いわな			"				
			うなぎ		30センチメートル以下					
			うぐい		12センチメートル以下					
			zv.		15センチメートルじ	以下				
			かじか		5センチメートル以下					
			もくずがに		5センチメートル以下(甲幅)					
	(5)	その他	組合が濃密	放流して開設するや	oまめ、いわな、に	じます若し	くはこいの)特設釣場又		
			はやまめ、い	わな、にじます若し	くはこいのつかみ	どり漁場に	おいて遊漁	急をしようと		
			する者は、組	合が別に定めて公表	した料金を納付しな	:ければなら	らない。			
4 遊漁料の額及		区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日券	年 券	納付場所		
びその納付の方	(1)	一般遊漁料		あゆ	友釣り がら掛け	円	円	組合事務所		
法				やまめ さくらま	** 竿釣り(餌釣り又	1, 500	7,000	及び指定販		
			全魚種	す いわな うぐ	中勤り (斟酌り入は擬餌釣り)			売所		
				い こい かじか	1-1479CPF 20-4 / /					
				うなぎ もくずが	手釣り(餌釣り)					
				に						
				やまめ さくらま	幸か 竿釣り(餌釣り又	1, 000	5,000			
			雑魚	す いわな うぐ	は擬餌釣り)					
				い こい かじか						

		イ 身体不自 ウ 上記の納 、身体不自	由者及び75歳以上の 付場所以外で遊漁* 由者及び75歳以上の	∤を納付する場合は、 者を除き、日券の額	幼児、小	『算した額』	とする。	
	2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称 あゆ やまめ さくらま す いわな うぐ い こい かじか	漁具・漁法 友釣り ^禁 釣り(餌釣り又 は擬餌釣り)	個 人 円 22,400		納付場所 岩手県内水 面漁業協同 組合連合会 事務所	
			うなぎ もくずが に	手釣り(餌釣り)				
		雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ い こい かじか	禁約り(餌釣り又 は擬餌釣り)	15, 700	14, 000		
			うなぎ もくずが に	手釣り(餌釣り)				
5 遊漁承認証に 関する事項								
6 遊漁に際し守 るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							
7 漁場監視員に 関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							
8 違反者に対す る措置に関する 事項								
9 遊漁規則の施 行日	☑成25年9月1日							